

# フィリピン

フィリピン共和国

面積 30万 km<sup>2</sup>

人口 4276万人 (1974年推計)

首都 ケソン市

言語 フィリピン語 (タガログ語) (ほかに公用語として英語)

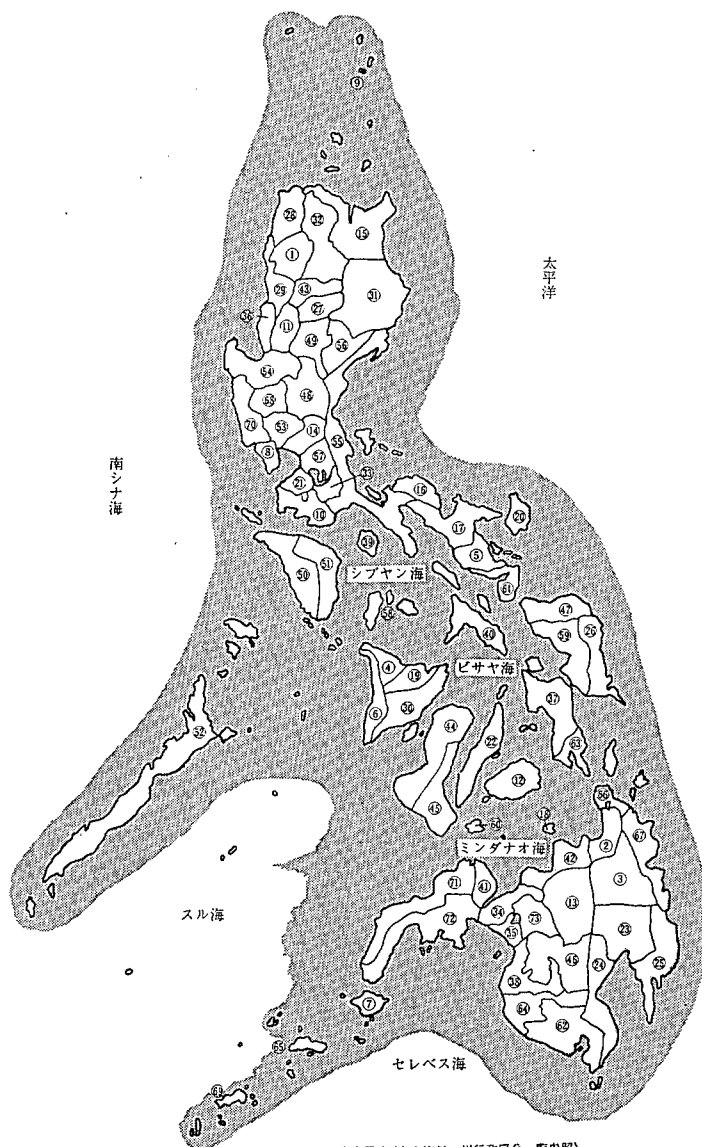
宗教 ローマ・カトリック教 (ほかにフィリピン独立教会, 回教, プロテスタント)

政体 共和制

元首 フェルディナンド・E・マルコス大統領

通貨 ペソ (70年2月21日以後変動相場制)

74年12月現在 1米ドル=7.06 ペソ, IMF 平価は 1米ドル=3.90 ペソ。)



(注) 数字は州名を示す (参考資料, 州行政区分一覽参照)

# 1974年のフィリピン

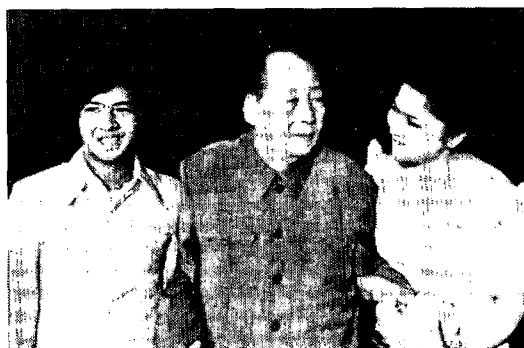
## —マルコスの「柔軟反応戦略」—

### 対中国交へ決断

対中国交方針の決定は、独立後も長く続いた米比特殊関係の時代が法的に終止符を打つ年に起った。フィリピンの場合、対共産圏関係は常に対米関係と表裏をなして現われる。マルコス政権発足（1965年末）以来の対外関係開放化＝多角化（それは即対米自立化である）方針の仕上げとなる共産圏関係正常化は、戒厳令によってフリーハンドを得たことで急速に実現され、昨年までに東欧圏とはほとんど関係を正常化した。しかし共産圏関係の本命たる中ソ関係では、経済関係の積重ねを中心にしている、台湾問題がからむ国交問題は米国の動向をうかがって時期待ちの状態にあった。

とは言え台湾に代って中国を選び取ることは、国際情勢の推移や市場の将来性からみて問題になっていた。この年、深刻な経済環境悪化に見舞われたフィリピンは、米比関係の上でも不透明な状態におかれた。ウォーターゲート事件以降の米国政権の指導力の後退は米中関係を足ぶみさせたばかりでなく、米比交渉自体を暗礁に乗り上げさせた。7月失効した米比通商協定に代る協定のメドがつかないという事態に直面したフィリピンは、中国から有利な条件を提示され、対中関係打開の時機と判断した。それはまた政治の局面転換の重要な一環でもあった。

【確定した対中国交方針】 慎重なお膳立ての末実現した「大統領特別代表」イメルダ・マルコス夫人の訪中（9月20～29日）は中国側の熱烈な歓迎に迎えられた。公職のない夫人を毛主席や入院中の周首相が接見し、さながら国交ある国の元首並みの待遇であった。フィリピンの新聞は連日夫人の動静や中国の紹介に頁を割き、冷戦で引き裂かれた伝統的な両国関係が回復される「歴史的意義」



訪中のイメルダ夫人(右)を接見する毛主席

をたたえ、安全保障および貿易面での巨大な意義を強調した。

同行のパテルノ工業相が調印した比中貿易拡大交換書簡は、①中国側の相当量の原油供給、②同じく木材、ココナツ製品、砂糖、銅鉱石などの購入、③以上について細目交渉のための比側経済代表団の派遣、を内容としていた。①の相当量とは75年1月までに25万トン、75年中に75万トン、計100万トンとされている。その第1回船積み分は早くも10月半ばに到着した。

イメルダ訪中を受けた10月4日の国家安全保障会議・外交政策会議合同会議は、現時点で中ソ両国と完全な外交関係を結ぶことを最高の国益と認め、10月末までに使節団を北京に派遣することを決定した。決定は時をおかずに米国とASEAN同盟国に正式通告された。大統領は国交樹立について「タイムリミットはないが、さほど長くはかからないだろう」と述べた。

ただしこれは早期国交方針の確定ということであって、フィリピンの当面の関心は関係改善に伴う経済的果実を最大限に取入れることにおかれている。とりきめによって11月訪中した代表団は、当初国交樹立に伴う交渉と伝えられたが、実はもっぱら経済交渉であった。パテルノ工業相以下、国家経済開発庁、国家石油会社、その他砂糖、木

材、ココナツ、銅など民間業界代表から成り、5品目の貿易協定締結を主な成果とした。別に各種業界から成る商業会議所代表団も訪中した。正式国交樹立は事実上翌年に持越された。11月ワシントンで黄華国連代表と会ったイメルダ夫人は、大統領訪中＝国交樹立の時期について「気候が暖かくなってから」と言明している。

今回の対中接近が前年11月の第1回中国貿易代表団の原油・食糧供給、一次産品買付けという通商協定提案から始まり、7月国家石油会社代表団の訪中で追跡がなされたように、対中経済関係の現実性と可能性は大きい。原油の安定供給は国家石油会社を中心とした民族系石油産業育成の方針に貢献し、回教徒紛争に見るような中東原油依存からくる外交的制約をやわらげることができる。価格面でも優遇されていると見られる。一次産品の輸出市場としての中国の価値は、対中輸出品目リストからも明らかである。木材、銅などは先進国の不況に喘ぎ、砂糖、ココナツは輸出拡大・市場多角化の重点である。さらに将来性としては、パテルノ工業相が、貿易額を来年5割増、10年以内に2億ドル水準と予測するところである。

〔対中国交をめぐる諸問題〕 10月8日、マルコス大統領は「現在の対共産圏正常化ステップは中国にのみ関係するものである」と述べた。中ソの角逐において初期の対ソ関係先行の様相は、ここにきて、原油・食糧供給力の点で有利な中国が一举に巻き返りに成功した形である。原油供給約束量などにみる優遇、国交開設時期や条件における中国側の柔軟さが中ソ対立を意識したものであることはいうまでもない。但し、「中ソと同時、あるいはできるだけ同時に国交」の方針が修正されたとはみえない。イメルダ訪中と同じころ、半官の国際貿易公社・工業会議所代表団が訪ソして政府間貿易協定や国交樹立を進言した。年末には比ソ友好協会ベースの文化協力協定が締結された。大統領自身12月はじめ、ソ連と正式貿易関係、最終的には外交関係を交渉する方向に向っていると説明した。先行の対中交渉で得た有利な地歩を活かして対ソ交渉を進めるものと見られ、中ソのバランスから言っても対ソ通商・国交交渉が今後進展しよう。極東運賃同盟の値上げ案に対抗して、

中ソは12月から15%安い運賃の貨物輸送を開始したが、このうちソ連の場合は、合弁の比ソ海運会社を設立している。東欧諸国についても9月～11月、ロムロ外相のユーゴ、チェコ、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーの初訪問が実現した。

比中国交のあかつきは対台湾間は断交となるが相互に通商代表機関をおくことになろう。比台の経済関係は地理的にも、多数の在比中国人の存在（台湾籍12万人、帰化・交婚などによるフィリピン化部分を含めると普通60万人という）からも、きわめて緊密であったからである。比台間の貿易は1974年に往復約8000万ドル（第9位）に達した。投資面では在比中国人と合わせ対比投資残高1億6000万ドル（1970年）という推計もあり、外資条件緩和のもとで流入は衰えていない。対中国交の決断は将来の市場規模の比較だけでなく、比台間が政経分離でいける見きわめがついたからであろう。中国側もこの点で柔軟であるし、台湾も経済関係維持を有利としている。中国側は現地政府尊重、同化を基本に、在比中国人の国籍についても柔軟な対処が予想される。フィリピン政府はすでに72年以来教育、新聞などでフィリピン化の布石を行い、4月からは外国人登録令で掌握が行われている。経済面でも交通銀行の例のように台湾系資本の現地（中国人資本）化の動きが行われている。

〔米比通商協定の失効〕 1955年締結のラウレル・ラングレー協定は7月3日、代りの協定に達することなく20年の歴史を閉じた。独立時のベル通商法から数えれば28年間であった。7月5日から始まった協定正式交渉も、米国新通商法案の議会通過待ちということですぐ無期休会となった。フィリピン側は、今後は特定国との特殊関係によらず、平等な最恵国待遇の原則で貿易と投資を多様化すると公言しながら、実は数量割当や特惠の存続による米国市場の安定的保持を切望して交渉してきた。特に新通商法案による低開発国一般特惠制度で課される品目毎の関税免除上限の規定を問題にし、輸出額の多いフィリピンの産品が、砂糖、ココナツ、合板をはじめ軒並み課税され競争力を失うとして、無制限の免除を要求している。

比側は協定失効直前の5月、一方的に、パリテマ失効にもかかわらず米人財産の地位を1年間現

状凍結する措置をとった。米側の既得権尊重要求にこたえ、対応する譲歩を要求したのである。その他にも米系企業所有地の従業員年金基金への移管、条約商人の地位保持、小売業営業権の維持など米側に有利な解決方式を示している。それだけに米国政府に実質的譲歩を行う主導性が失われたことを不満とした。時を空費することなく貿易市場を拡大することが、長期・構造的にも、目前の経済困難に対しても急務であり、今後の対米交渉における立場の強化でもある。こうしてフィリピンは米国に先行して対中国交方針を決めた。

皮肉なことに協定失効のこの年、砂糖、ココナツを中心に米国市場向け輸出は大幅にのび45%のシェアを回復、不況の影響の大きかった2位の対日33%を引きはなした(前年は両者36%ずつであった)。また対米5億ドルも出超であった。L-L協定の残存既得権は別にして、第三国に平準化した条件で米国資本の流入が活発化している。世銀援助の活発化、民間銀行借款団による7億ドルの回転信用供与に、フィリピンの安定化をねがう米国の意思が強く働いていることも言をまたない。

年末の米国新通商法成立の上にとってフィリピンは今後二国間ベースで特惠を要求していくという。その際米軍基地供与問題と抱き合せて交渉を進めると見られる。しかし軍事面で海空の米軍抑止力と米国軍事援助に頼る関係は戒厳令や回教徒紛争で重味を増している。5月米比はM-16ライフル組立プラントの融資協定に調印した。74年末の駐比米軍兵力は、日本、タイの基地整理の結果、2000人増の1万8000人となった。米国軍事専門家筋によるとアジアの米軍核配備はフィリピンに最大の集中を示している。

〔日本の対比投資活発化〕 日比貿易は、フィリピンの必要とする基本生産財を中心に輸入は28%のシェア(米国は23%)を占めたが、輸出は木材、銅を中心に日本の不況の影響で伸び悩んだ。前年首位に立った往復貿易額で米国に2億ドルと大きく水をあげられた。

日比友好通商航海条約発効(1月末)に加え田中首相の訪比(1月)で日本の対比投資に拍車がかかった。これまで米比特殊関係に伴う外資規制のきびしさで知られたフィリピンでは、日本の民間投



訪比の田中首相に勳章を授与するマルコス大統領

資をむしろ歓迎の態度で迎えた。これ以後鉄鉱石焼結、木材加工など大型プロジェクトが動きはじめ、金融、鉱業、造船、繊維などあらゆる業種に合弁事業が進展している。一方日本人観光客も急増し、1~10月で前年比203%増の12万6000人(全体の40%)に達した。しかし急激な日本の進出は日本人観光客をめぐる観光相の警告(12月)を生み、また日本の不況の木材、銅鉱業界に対する深刻な悪影響が現地を硬化させている。

〔第三世界外交〕 ASEANは、各種常設下部機構の活動のほか、海運運賃値上げ反対、木材の生産調整・価格維持などでの統一行動、ECとの統一交渉(9月)などの舞台となった。しかし中でもフィリピンにとって重要だったのは南部回教徒紛争をめぐるASEANでの活動だった。域内紛争解決機構・不可侵条約提案などは具体化に至っていないが、イスラム外相会議(6月)をめぐるインドネシア、マレーシアに対する働きかけが重要であった。とりわけインドネシアは、5月のマルコス・スハルト会談の根回しを受けて、同会議を「フィリピンの主権の枠内での政治解決」へ導くのに力があつた。8月末以降のトハミー会議事務局長の調停工作にも協力した。インドネシアの努力でマレーシアを加えた3国首脳会議明年実現の方向が明らかとなった。

フィリピンはまた、加盟回教国の穏健派に対し関係強化の働きかけを行った。この結果クウェートからの借款1700万ドル取入れが成功し、回教徒国際開発会社(MIDI—アラブ資金による信託基金)との経済協力の交渉が行われている。レバノン、サウジアラビアの外相を迎え、イラン、サウジア

ラビアに大使館を開設し、エジプトと国交を開設した。一方、米国・国連を訪問する「家族外交」の一環として、イメルダ夫人は11月メキシコを訪問、貿易・石油購入協定に調印した。

クメール、韓国の支持など米国の反共同盟国としての動きに変りはないが、海洋法会議における群島領海論主張や、南ア信任状否認投票など国連における第三世界としての行動が鮮明となった。

### 成長維持に積極策

石油危機で明けた1974年には、前年の好況から一転してその成果を無にしかねない多くの経済的困難が予想された。しかしフィリピン経済は前年に引続く上期の輸出堅調によって下期の不調がカバーされ、インフレと失業増大をかかえながらも、全体としては比較的高い成長を維持した。マルコス大統領が述べたように、「今年の主要問題は本質的に経済的であって治安ではない」。経済成長の維持のみが、思うように進展しない「新社会」への様々の不満を弱め、あるいはその建設を促進して、永久政権により確実な基礎を与える道であるからである。年末、主要経済人の会議は、望ましい経済体制として、伝統的な自由市場経済ではなく時宜にかなった指導力と政府、財界、労働三者の協力に基づく「管理された経済」を提案した。いうまでもなく戒厳令下の現実の経済は管理経済そのものである。時として朝令暮改の弊害はあっても、戒厳令体制は選別された者からは、特に困難な時期に、饒舌な議会政治に求められない「ダイナミックな柔軟性」を与えるものとして歓迎されたのである。

〔危機乗切りの基本戦略〕 下期以後に予想された経済情勢の悪化に対し政府は2月末5時間半にわたる閣議で次のような基本方針を決定した。(1)74年石油輸入代金は前年2.5億ドルから7.5億ドルに増大し、その他輸入コスト増で9.3億ドル、輸出を前年水準とすると、2.95億ドルの総合赤字が予想される。(2)だが伝統的なデフレ・外為管理・切下げ政策はとらず、生産力拡大・外資導入促進により輸出成長のモメントを維持する。(3)現状からすると収支均衡は約3年(74~76年)を要する

が、続く2カ年(77~78年)にその赤字を回復するに十分な黒字が創出されよう。(4)この間偶発的短期的な国際取引の変動に備え、蓄積した外貨準備とIMFスタンバイクレジットを留保する。74~76年の赤字補填のため約7億ドルの5カ年スタンバイクレジットを取入れる(通達161-A、参考資料参照)。

以上の積極的方針に従い中央銀行は3~5月に4件総額6.5億ドルの借款取得に成功した。これらはすべて民間のシンジケート・ローンで、中心となったのは従来から関係の深い米国の銀行であった。さらに6月クウェートで国債(5カ年)500万ディナールの起債に成功、7月IMFからスタンバイクレジット3875万SDRを取得した。基本戦略の基礎は整えられた。この結果は援助、投資の流入増加と共にフィリピン経済に対する高い信用格付を反映するものであった。74年の経済実績はその期待に応えたといえようが、下期に深化し始めた景気後退は長期化すれば政治的安定を脅かす恐れがある。

〔金融・財政〕 具体的な政策は、インフレ抑制と輸出生産増強を重点目標とし、このため(1)選択的信用拡大と財政援助による輸出産業および食糧作物・基礎生活物資に対する十分な資金供給、(2)物価・家賃統制の維持、(3)過剰流動性吸収政策の継続が基本方針とされた。

実際の金融面での主な措置は以下の通りであった。(1)都市の過剰流動性吸収、マサガナ99運動への貸付けのため総額16億ペソの中銀債務証券発行。(2)輸出プレミアム税。(3)定期預金利率引上げ。(4)輸入信用状開設保証金率の50%への引上げ。(5)全金融機関に対し貸付の25%を農業に供与する要件。(6)金の公認取引業者制度発足。ただし(4)は9月末重要業種・品目に対し全額免除または25%に引下げられ、(5)は11月末発効予定であったが、75年2月末まで延期された。

財政面では輸入関税免除、財政資金助成などによって必需基礎資材の価格引下げ・供給確保および輸出品の価格安定のため在庫制度(ココナツ製品)がはかられた。

国内信用残高は年末比で33.4%増加、うち対民間信用の47.5%増に対し対政府信用は55.9%減

少、その結果前者の割合は86.4%から94.3%に上昇した。この増加は在庫・運転コスト・設備投資等に対するインフレ圧力によるものである。供与機関別では年末比中銀信用は42%減、民間銀行は48%増であった。政府系銀行・外銀を除く国内商銀の信用増の大部分は借入れに依存し、借入れの総資産増加額に対する割合は73年末～74年9月末で82.7%に達し、預金のそれは2.3%のマイナスとなった。他方商銀全体の預金準備は上期の5カ月を除き不足し（年末現在法定準備に対し7.7%不足）流動性ポジションは年間を通じタイトであった。

通貨供給は前年同月比で8月の30.0%を最高として年末は21.4%増に低下した。これは、要因別では民間、対外部門とも年末比で各々18.5%、73.6%増加したが、政府部門が下期は8月を除き縮小要因となったためである。

財政面では中央政府の経常勘定は1～9月受取44%増、支払48%増と後者が大であったが、前年同期比32%増の黒字を計上、他方金融勘定は6倍の純借入となり、9月末の現金残高は10.5%増加して66.4億ペソの高水準に達した。受取り増加は内国歳入の26%増に対し、関税局収入が133%も増加したため、これは貿易額増大、輸出税、輸出プレミアム税による。また支払増は主に公共事業や各種産業助成金増加によるものとみられる。

〔急増した投資〕 74年1～9月新規登録企業の払込資本額は前年同期比67%増加した。また既登録株式会社の払込資本は1～11月139%も増加、しかも件数は前年同期の383社に対し648社で、平均資本額は41%増となった。新規登録の国籍別では、フィリピン61%に対し、中国81%、アメリカ461%、その他593%と外資の著増が目される。

外国投資では上記のほか、74年上期のBOI承認外国株式参加プロジェクトへの投資総額8.8億ペソのうち外資持分は5.7億ペソ（65%）に達した。外資国籍別では日本が27%のアメリカを上回る41%で1位を占め、以下カナダ、オーストラリア、台湾の順であった。また73年10月～74年8月にBOIの受理した、投資法に基づく外国株式参加プロジェクト申請では総額24.1億ペソのうち外資持分は72年10月～73年9月の24%から49%に高まり、しかも金額は4.6倍と激増した。外資国籍別

ではアメリカ24.2%、日本14.6%、ヨーロッパ諸国22.5%とヨーロッパの進出が目立つ。73年に開始された地元商業銀行への資本参加は74年9月末現在地元7行に対し外銀等9社で、カウンターパート・ローンを含めた外資持分投資は2億4210万ドルに達した。さらに大統領令218号に基づき地域本部設立を承認された多国籍企業は年末現在43社あり、国籍別ではアメリカ26、香港4、仏・英・西独・カナダ・パナマ・ベルギー各2、オーストラリア・スイス・スペイン各1であった。

〔生産〕 昂進したインフレの結果74年のGNP成長率は名目で36.3%であったが実質では前年の9.9%から5.9%に低下、1人当り実質国民所得の成長は2.8%に止まった（主要統計参照）。

石油危機に直撃された製造業の純付加価値の増加は名目で59.6%、実質では前年の12.0%から3.5%に低下した。しかも生産量指数は前年同期比で1～3月の2.0%から1～9月の0.2%増へと生産活動は年末に向って低減傾向を示し、1～9月では指数採用20業種中14で減少が記録された。特に印刷・出版、電気機器、皮革製品は20%以上の減少、木材製品、化学品・同製品、石油、石炭製品、輸送機器など7業種は10%以上の減少を記録した。他方金属製品59%、非電気機械17%、卑金属11%、食品9%は各々高い生産量増加を記録した。生産量の減少にもかかわらず純付加価値が上昇している業種には電気機器、ゴム製品、輸送機器など8業種があり、これはその単価上昇が平均以上に著しいことを示している。

農林水産業では金融・財政面で最も手厚い援助を受け、また比較的良好な天候に恵まれた農作物の実質粗付加価値は前年の3.3%増に対し6.9%の高い増加を達成した。しかし前年は成長の主役であった林業が実質で35.6%（名目でも1.0%）も減少したため農業全体では前年の6.5%に対し2.6%の低成長にとどまった。農作物の実質付加価値は、粳、とうもろこし、甘蔗でそれぞれ11%、13%、14%増加、ココナツとその他作物はそれぞれ2%、4%減少した。

粳の生産量（暫定推計）は73年より14.5%増加して554.4万トンに達したが、必要量616.0万トンにはなお61.6万トンも不足、今年も相当量輸入さ

れたと思われる。とうもろこしの生産量も推定6.2%増加したが、これも依然不足で今年は10万トン以上の輸入契約がなされた。これら食糧作物の増産はマサガナ99、パラヤン・ナン・バヤン（開田運動）、サボグ・タニム（直播運動）、マサガナ・マイサン（とうもろこし・飼料増産計画）など諸計画を中心に推進された。その柱は、(1)農業貸付拡大、米作貸付限度の3次にわたるヘクタール当り700から1600ペソへの引上げ、(2)政府買上げ価格の引上げ（籾では1月のキロ0.7ペソから11月には1.0ペソへ）、(3)肥料助成（商品作物用は関税免除のみだが、食糧作物用はさらに助成金支出で11月以降市価の平均65~70%）であった。この肥料助成のない場合、統制米の小売価格は現行のキロ1.9ペソから2.6ペソに上昇すると計算されている。この結果増産と相まって政府米小売価格は1.9ペソに維持され、7~9月端境期は在庫の大量放出で昨年のような大きな混乱なく乗り切った。だが食糧供給は依然自給には程遠く、一層の増産のため政府は新たに一般命令47号と大統領令472号を出し、私企業に対し米の直接輸入または自社生産を義務付けた。

砂糖の生産は74年度（73年9月~74年8月）作付面積拡大と良好な天候により約8%増加し269.6万米トンとなった。しかし連続した6個の台風の被害を受け、11月には被害規模判明まで砂糖輸出停止措置が取られ、75年度生産は当初予測の290万米トンから260万米トン以下に改訂される見込みとなった。世界的に長期的な供給不足基調にある砂糖は、最大で最も安定した輸出作物として期待され、今年その大規模な増産計画が立案、実施に移された。それは製糖工場の増設（38→43）によって30~35万トン増産、生産量を国内需要プラス対米クオータより50万米トン多く見込み、これを自由市場に輸出しようというものである。また農業重視と生産好調の結果農村地域の所得が向上し、電器製品の首都圏外販売シェアは従来の25%から60%へと大きく変化しているといわれる。

木材は、年初来の海外需要減退と連続的な価格低下のため、76年全面禁輸は変えずに原木輸出割合で当初予定の74、75年各々60、30%から兩年とも80%に緩和された。しかし10月現在林業では約1万4000人がレイオフされ、合板・ベニア業は大

量の在庫を抱え週2~3日の操短で約4500人がレイオフされた。政府はこれに対し木材製品の全輸出税廃止（10月）、PNBの合板・ベニア業界への在庫融資（9月）、DBPの不振木材会社に対する6カ月間貸付金返済猶予（11月）を決めた。

鉱業は、輸出重点分野とされ、新たに10数件の金、銅、ニッケル鉱山開発計画がたてられ一部は生産に入った。鉱業の新規登録株式会社は73年の73件から139件に、払込資本額は36%増加した。しかし現実には6月以降の輸出需要減退と価格下落のため銅鉱（+1.6%）と非金属鉱業（+17.1%）の増加を除き、実質純付加価値生産額は軒並減少し、成長率は前年の6.5%から0.5%に急落した。総生産額は推定約27%増加したが、総生産量は平均約20%減少した。特に純生産額の約8割を占める銅鉱石の不調の影響は大きかった。銅鉱石価格は下期の世界的な過剰在庫のため4月をピークに急落、年末ほぼ全量の輸出先である日本は、20%生産削減に伴うフィリピンから30~40%の買鉱削減を通告するに至った。このためコスト高も原因して銅鉱の新規・拡張計画の中には延期に追い込まれたものが数件ある。政府は救済のため年末に至り銅鉱石輸出税の削減（6%→2%）を決定、輸出プレミアム税は輸出価格が基準価格を大幅に下回っているため実際上課されていない。

前年来の石油不足は74年第1四半期まで続き、同期間の供給は約10~12%不足したと推定された。不足の大部分は前年末のガルフ・オイルとフィルオイルとの供給契約失効のためであった。この不足は2月国営石油会社のクウェートとの540万バレル原油供給契約でようやく緩和され、3月末にガソリン切符制は廃止された。石油製品は73年10月以来4回にわたり値上げされ普通ガソリンは71~73年のリットル当り0.33ペソから4月には1.09ペソとなった。上期石油類消費のうち工業用燃料油は19.1%増加したが、自動車用ガソリンは14.4%減少し、全製品では3.1%の増加にとどまった。全年では財務長官によれば6700万バレルと前年より500万バレル減少したと推定される。また中国との原油供給協定後、10月~12月に限り国営石油会社のセメント、織物、木材加工業などに対する直接購入卸売価格はバレル当り5ペソ引下げられ、ガソリンなどの硫黄含有率も旧率に戻さ

れた。

〔対外取引〕 貿易収支（通関ベース暫定数字）は石油危機の発生した73年9月以降同年10月と74年2月を除き、毎月赤字を記録した。その結果輸入は前年比95%増の31億1490万ドルに急昇したが、輸出は45%増の27億2500万ドルにとどまった。貿易収支は前年の2億8970万ドル黒字から3億8990万ドルの巨額の赤字に転じた。輸出物価は前年1～9月比94%高、輸出数量は28%減少、輸入物価と数量はそれぞれ79%、16%上昇し、純交易条件は97.9から106.1に改善された。同期間中輸出の77%を占めた10大輸出品のうち、数量で減少、額で増加した品目は、砂糖、コプラを除くココナツ製品、両者とも増加した品目は原木・製材、合板、コプラであった。しかしコプラは74年全年では額で2%増、数量は56%減で、これに対しヤシ油は額で164%、量で1%増となった。これはコプラからヤシ油への加工輸出が進展した結果で、12月BOIが承認した8ヤシ油工場が100%稼働する1978年には、輸出できるコプラは激減しコプラは自動的に禁輸状態となると予想されている。1～12月輸出総額に対する割合では砂糖26.3%、銅精鉱14.3%、ヤシ油13.4%であった。他方輸入では鉱物燃料油が最大となり21.0%、約6.54億ドルに達した。貿易相手国では往復で米国が33.3%で再び首位に立ち、次いで日本は30.3%、サウジアラビアは原油輸入の急増で昨年6位から一挙に第3位に浮上した。

外為収支では商品輸入28億7680万ドル、輸出25億3030万ドルで、3億4650万ドルの大幅赤字となった。しかし貿易外取引と移転収支はそれぞれ2億7550万ドル、1億8060万ドルと前年より黒字幅が拡大したため、経常収支はなお1億0960万ドルの黒字を計上した。長期資本収支は、流入の5700万ドル増（17.6%増）に対し流出は20万ドル減少で、4260万ドルの赤字から1530万ドルの黒字に転じた。反対に短期資本は流出増で2520万ドルの黒字から2580万ドルの赤字となり、誤差脱漏を加えた資本収支の赤字は610万ドル減少し1370万ドルとなった。従って総合収支は6億7100万ドルの記録の黒字から大幅に低下したもののなお9590万ドルの黒字を計上した。他方中央銀行の補償借入れ

は前年の純返済から2億0410万ドルの純借入に転じ、結局年末外貨準備は前年末より2億8960万ドル増加して11億6550万ドルに増強された。また年末現在の対外債務残高は8億5220万ドルふえ32億1000万ドルとなった。

〔雇用・物価〕 74年5月現在雇用者数は前年同月から121.9万人（9.2%）増加した。しかし失業率は4.5%から4.7%に上昇、新たに10.1万の失業者が生じた。産業別では農村失業率が上昇、都市では低下したが、農業雇用者の割合は、非農業の1.2万人減に対し127.8万入増加、50.5%から54.2%に上昇した。1～9月平均雇用指数は前年同期比6.6%増加したが、年末は急減したと推定される。

1～9月物価では卸売62%、小売56%の上昇に対し、消費者物価（全国、11、12月推計）は年率40.3%増であった。特に光熱水道、衣類、食料はそれぞれ84%、44%、43%と著しく高率であった。だが対前年の月別上昇率は3月の48%をピークに低下傾向にあり、12月は32%となった。

実質賃金率は2月の物価手当支給開始、7月の公務員給与10%引上げで一時的に数%上昇した月もあるが前年1～9月平均比では熟練、未熟練労働者ともそれぞれ19.5%、21.0%減少した。実質賃金の大幅低下は家計の赤字支出を余儀なくさせる。74年実質個人消費支出増加は実質GNPの増加5.9%を上回り6.1%となった。賃金委員会調査（73年10～11月、74年2～3月）によれば、首都圏の世帯（平均4.9人）当たり1日の平均支出は17.25ペソ、平均収入は7.85ペソで、平均9.40ペソの赤字を出している。年末現在失業と実質賃金低下は一層悪化したとみてよい。傷害・殺人事件は大幅に減少したが、財産犯罪はわずかだが増加しているとの軍当局の報告はその裏付けとなる。

### 安定化めざし局面転換

〔南部回教徒紛争〕 安定化をたどっていたフィリピンの政情を脅かし始めたのは、経済情勢の悪化を別にすれば、2月はじめのホロ占領に始まる南部回教徒紛争の深刻化であった。

1月、周辺の3町を制圧した回教徒反乱軍（兵



力200~1500人の諸説あり)は2月7日、町警察官の手引きでこのスル群島の首都に突入、空港、軍司令部を占拠し、20時間後増援の5000人の政府軍に撃退された。政府軍の攻勢には砲艦やジェット機も参加した。ホロの大半は焼失し、政府発表でも民間人を含め600人の死者が出た。政府軍側も2機のF-86、4機のヘリを失った。

以後、主な都市攻撃としては6~8月に散発(特に8月24~9月2日にわたる南ラナオ州バラバガン町の占領)程度であったが、回教徒地域全域にわたってゲリラ戦が展開され、多数の人命被害(この3年間に3000人)、膨大な難民群(同180万人)、深刻な経済活動の荒廃を招いた。国防相は政府軍が30大隊(約3万人)を投入しているのに対し、反乱側が武装兵力としては1万人程度だが関係住民数としては40万人に及ぶことを認めている。10万に増強された軍は、さらに警察、予備役、民間人を訓練した総合市民軍の制度で兵力不足に対処している。しかし広大な回教徒地域で活動する反乱側に対し、「点と線」を維持するのに懸命の有様であった。

この事態は内外からマルコス政権を苦境におとしいれることになった。紛争は早くから回教世界の注視を浴びていたが、前年10月の石油禁輸以後、それは全く新しい意味をもつに至った。処理いかんではアラブ外交の成果も水泡に帰しかねない。しかも反乱軍兵士のベルギー製 NATO 制式銃の装備の背後に、アラブ急進派リビアの援助があることは同国が事実上認めるところである。政府自体、とくに前年9月の南西軍司令官更迭以来「索敵撃滅」的な軍事解決の方針は取らず、迎撃的構えであった。しかしそれは政府の紛争解決能力を国民に疑わせるだけでなく、軍、ことに先遣の将兵の士気を失わせ不満を内攻させることになった。

政府は、2月のイスラム首脳会議につづく6月のイスラム外相会議(クアラルンプル)に焦点を定め、紛争が国際問題化することを食い止めようと図った(反乱側が2月、6月の攻勢を二つの国際会議に合わせたのは勿論である)。5月のマルコス・スハルト会談ははじめインドネシア、マレーシア、アラブ穏健派への一連の働きかけが行われた。国内では6月はじめマラウィ市に第1回全国回教徒会議

を召集し、ミンダナオ・スルの19王室(スルタン)はじめ回教社会指導者に政府支持を決議させた。

この根回しは奏功した。インドネシアはリビアなど強硬派に対しフィリピン政府の立場を弁護した。マレーシアもサバを通じての反徒支援という非難は拒否しているが、ASEAN 域内の解決に向けてリードした。イスラム外相会議決議は、「フィリピン政府提案の回教徒の条件を改善するための社会経済措置それ自体では問題を解決させない」ときびしく批判し、「特にモロ民族解放戦線(MNLF)との交渉による政治解決」を求めたが、それは「フィリピンの国家主権と領土保全の枠内での公正な政治解決」なのであった。マルコスはこの結果に満足を表明した。反乱分子への恩赦、官職への起用など一連の回教徒施策を発表するとともに、アル・トハミー会議事務局長の MNLF との調停工作受諾の方向に動いた。「毛主義反徒」呼ばわりした MNLF を交渉相手にすることに抵抗はあっても、もはや純然たる軍事解決はむずかしい。「内政問題」としての解決の範囲であれば、許容すべき自治の形態いかんによっては応じられないはずはなからう。

反乱側にしても軍事的に全面勝利には遠い状況にある。住民の疲弊もはげしい。回教圏の支援のもと、武器を保持しつつ自治獲得をめざして交渉にのぞむことは決して不利ではないはずである。

まず反乱運動自体一体的ではない。フィリピンの回教徒はスペイン—アメリカの支配以来同化に應ぜず、フィリピン共和国への組入れにも不満であった。真に統合されることなく独自の社会を保ってきた。60年代の経済社会変動は彼らの伝統的土地所有をめぐってキリスト教徒との摩擦を激化させ、底流としてあった回教徒の分離独立の要求を表面化させた。しかしフィリピンの独立は回教徒の上層部をも既成の政党政治に組みこんでいた。1968年成立の「ミンダナオ分離運動(MIM)」はむしろそうした政争の所産であり、「分離」の目標も妥協的である。

現在の MNLF は戒厳令による中央権力強化と武器取上げを機に回教徒として自覚した青年層を中心に成立した。ただしモロ人民共和国樹立という要求は急進的であるが、指導者ミズワリ自身「毛主義者」ではないし、共産主義者との共闘の線は認

めがたい。イスラム会議決議にある通り反乱側を代表する政治勢力となっているが、一元的な支配力はない。紛争を通して社会的変動がはげしいとはいえ、スルタンダトゥという既成の回教社会の秩序もおお根強いのである。マルコス政権はそこにクサビを打ちこみ、あるいは「毛主義者」を浮き上らせ、あるいは既成指導層の抱き込みを図っている。さらにミンダナオ回教徒内部は、タウソグ（スル）、マラナオ（ラナオ）、マギンダナオ（コタバト）など主要5種族に分かれ、反乱組織も地域的に複雑である。11月に至ってラナオ地方だけで停戦が行われたのもその一例である。

〔8～9月の政策転換〕 1974年の政治過程は9月以降いちじるしい展開を見せる。回教徒紛争政治解決の動き、イメルダ夫人訪中——対中正常化方針、それと教会を中心とした政府批判および対応する戒厳令体制一部緩和の動き、が並行して発展した。これらの展開は、3月あたりから浮かび出てきたバランガイ集会開催が8月、一旦延期となったあと、結局来年初めのレファレンダム（国民投票）実施として再登場する経緯を軸として考えると、その意味が明らかとなる。

マルコス政権は前年再度の国民投票を乗り切って、長期の政権継続を約束されたかに見えたが、この体制は独裁であればあるだけ、たえず民意確認の形式をふむ必要があった。72年9月以来戒厳令2カ年ともなれば内外から戒厳令体制そのものへの批判が活発化する。サリバン米国大使は3月25日の演説で、フィリピンと韓国の独裁支配移行に対する米国の失望について語った。6月20日ハンメル米国務次官補はやはり両国の民主主義侵害に対する懸念を表明した。米国防権の指導力低下——議会の強化、民主党優勢という状況下でこの意向は一層留意すべき必要があった。国内では当然表面化しにくかったが、物価高—生活条件悪化や回教徒紛争の泥沼化につれて危険な兆候が表われはじめた。3月16日の段階で「今年中に公職者選挙の可能性ありという最近表面化した思惑」が報じられている。6月19日の読売特派員は、兇悪犯罪続発、汚職発覚に加え、逃亡した拘留聖職者の政府批判や回教徒のブスラン判事の戒厳令撤廃要求など戒厳令政治に生じ始めた「ほころび」を報じ

ている。

このような情勢下でかねて年1回程度のバランガイ（村落単位の「市民集会」）召集を公言していたマルコスは独立記念日（6月）に9月1日のバランガイ集会実施を発表した。これは結局、8月18日首都圏・中部ルソン風水害を理由に無期延期されたが、いわゆるレファレンダムではなく集会の討論で全公職者・公務員の評定・批判を行うという程のものであった。「バランガイ民主主義」の水路を通して、体制に対する批判を目前の公職者・公務員の腐敗に向けて解消してしまうはずであった。しかし11月はじめマルコスが明らかにし、12月31日布告されたものは、首都圏行政の集権化や地方公職者選任問題と抱き合わせではあるが、戒厳令体制の賛否を問う「レファレンダム」となっていた。

9月の戒厳令2周年演説に見るように、この年後半の政府の姿勢は、国際的影響による経済危機の重大性と国民的団結を説き、民心の結集に重点をおいていた。上半期を終わって一層深化しつつある経済困難に面して、兆してきた反政府の動きに機敏に対処することが必要であった。危機の訴えと国民的団結の呼びかけによる信任の取りつけ—政治的安定のてこ入れの道がえらばれた。それは決して追いてまれた結果の選択ではなかった。バランガイ集会の延期の理由自体口実と考えられる。いずれにせよこの時点でのマルコスの構想は、近い将来のレファレンダムを前提として、当面する重要な諸政策をドラスチックに転換することであった。「ダイナミックな柔軟性（マルコス）」というにふさわしい積極的な局面転換をはかり、その上にレファレンダムを設定することであった。政策転換とは以下の三つの方針の並行的展開——総じて正常化開始である。

(1)回教徒反乱軍との交渉—政治解決。イスラム会議後始まったトハミ事務局長の斡旋を9月はじめ原則的に受入れを決めた。11月初めからはラナオ地方で2カ月の停戦命令が発せられ交戦は下火となった。折衝が行われた結果、12月5日マルコスは「政府は分離運動指導者と交渉の時期に入った」と言明した。

(2)対中関係正常化。3～8月いくつかの接触工作を重ねた結果、9月はじめ国交方針を決断。そ

これは内外に大統領—イメルダ夫人の画期的な対外関係再編活動の成果を大々的にキャンペーンすることでもあった。

(3)戒厳令体制の緩和、自由化。9月はじめのディオクノ元上院議員ら政治犯の釈放に始まり、軍法会議の権限縮小、報道機関規制の自主規制への切換え、海外政治犯に対する恩赦、海外政治犯を含め海外旅行の自由化、ソ連派共産党(PKP)幹部、投降を受けた共産党員に対する恩赦、年末の拘留者大量釈放とつづいた。ことに海外政治犯恩赦はイメルダの訪米先でなされ、対外的なイメージアップをもねらっていた。共産党員恩赦では将来の共産党合法化さえほめかした。もちろんこれらは例えば「自主規制」という名の統制であるなど、戒厳令体制の枠内の緩和である。また他方ではまず最高裁が戒厳令の合法性と反乱の危険の現存を確認することを前提としていた。バランガイ(=バリオ)役員の地位強化と官憲への協力義務規定、総合市民軍制度など一連の治安措置を伴うものであることもみのがせない。

別に11月16日、通達227号によって土地改革を7ヘクタール以上の地主に及ぼすことを命じたのも注目すべきことであった。前年10月30日の通達143号で、中産階級に属する小地主をおびやかすとして、事実上24ヘクタール以下の土地改革はタナ上げになっていたのである。

〔正常化の開始〕8月末以来、軍の政治犯虐待・横暴非難、政治犯釈放・政治的自由要求、さらに戒厳令解除要求の形で政府批判が表面化し発展していった。これらは政策転換気運およびその過程で生じた政権内部の足並みの乱れに乗じた反政府派の抬頭を意味した。

軍は三つの方針のいずれについても、少くとも急激な変化を望まなかった。軍はかねて回教徒紛争処理において主動的攻勢を行うフリーハンドがなく損害が大きいことに不満であった。エンリレ国防相は「政府が国の政治構造を変えることはない」と自治を与えることに反対を公言している。台一米一比の軍事的つながりに長く慣れてきた軍は台湾切り捨てを意味する対中正常化に消極的であった。8月末国防相は、暗に中国を指す共産国からの共産党武器密輸団摘発を発表した。9月は

じめマルコスが元陸軍司令官、国家情報調整局長であったラプス退役少将を台湾大使に任命して軍をなだめた。8月15日に一旦予定されたイメルダ訪中の延期はアメリカの政変のほかには政権内部の意思不統一によるともみられる。一連の自由化措置に至っては、戒厳令後急速に拡大した軍の既得権限縮小以外の何ものでもなかった。

8月24日、軍は潜伏共産党幹部捜索を名としてケソン市の修道院寮を手入れ、司祭ら21人を容疑者として逮捕、告訴した。これは政府・教会間のかねての了解にそむいて強行され、これに対して持上った強硬抗議に対しても、手続きを履んだと強弁、さらに国防省は5月来の共産党武器密輸網に対する「シーホーク作戦」と民族民主戦線の陰謀公表をもって押しかぶせようとした。しかしマルコスは教会最高指導者と会談して、容疑者を釈放するとともに、改めて軍に対し宗教機関の捜査・立入りの際の教団最高権者の事前許可・立会い要件の励行を命じた。

マルコス・軍の関係は冷却化し、一部にはクーデタ説も流れたという。9月10日、大統領誕生日に当りマルコスは軍の政権野心を否定する演説を行い、軍側は將軍全員がロイヤルティ・パレードの先頭に立って忠誠を確認した。

マルコスの政策転換姿勢および軍との関係の動揺は鳴りをひそめていたマルコス反対・批判勢力を勇気づけた。

若手進歩派の反政府傾向にもかかわらず「カエサルのはカエサルに」の態度を守っていた教会首脳も政府に対する圧力を行使し始めた。9月1日、シン・マニラ大司教は徹夜の抗議ミサを行い、カトリック司教会議は大統領に対し、戒厳令解除に向けてまず言論の自由の回復と政治犯の釈放を要求した。11月下旬シン大司教は2人の政治犯の拷問—死亡事件を外国人特派員に公表した。マルコスは大司教と会談し「社会の一定部門で犯される権力濫用と不正をなくすための相互協力」を確認、エンリレ国防長官も合意して教会・軍連絡委員会(CMLC)が設置された。

一方旧政治勢力の間でも、戒厳令以来拘留されていたマルコスの政敵ロペス、オスメーニャ両家の息子は11月18日から「不当拘留」に抗議してハンストを開始、時を同じくしてイメルダ滞米中の

ワシントンでロムアルデス駐米大使人質事件が起こった。マルコスはや協してハンストを中止させるとともに、「1972年に起きた8件の大統領暗殺未遂事件」を発表し、その主犯として二人の起訴を決めた。ただしこれは軍裁ではなく、二人は帰宅自由の病院監禁に移され、米国亡命中のオスマーニャ二世の帰国自由も発表された。

政治犯長期拘留が内外のマルコス批判の焦点になったのにかんがみ、マルコスは12月11日、戒厳令による拘留者は5234人、うち政治犯1165人（エンリレ国防相のシン大司教宛書簡では1792人）と発表、直ちに622人、次いで454人の釈放を命令した。ただし戒厳令拘留者の釈放はこれが最初ではない。情勢安定化につれて釈放が進み、試算によるとこの年11月までに1万0200人に達していた。

### 今後のフィリピン情勢

1974年のフィリピンは、安定化の歩みを国際経済の激動や国内回教徒紛争の泥沼化に揺さぶられ、戒厳令自体の政治的時限も接近していた。経済危機乗り切りの基本戦略や国際的な安定化援助が奏功して、経済の大きな破綻は見せずに済んだ。政権の側のイニシアチブで回教徒紛争の政治的解決、対中国交正常化、戒厳令体制の緩和、という柔軟かつ果敢な政策転換措置が取られた。しかし実はこれらの解決はすべて1975年へと持越され、それぞれに発展の因子を含んでいる。

1975年には先進工業国の景気後退が残ることによって貿易赤字は拡大し、74年総合収支を黒字に維持したその他外国投資の流入減、貿易外収支の悪化も予想され、総合収支は当然大幅赤字を計上しよう。ただその規模はすでに取得した借款で十分補いうるものであろう。しかも現在の債権諸国は、そのフィリピンに対する評価とコミットメントからすれば、今後とも必要な資金の供与に協力的であると見られ、これらの裏付けを得て世界の景気回復まで少なくとも対外均衡を維持できると思われる。

しかし物価上昇は75年には若干の低下は望めようが当局者の予測する10%台への回復は不可能であろう。急増した投資の生産への寄与は1～2年を要し、輸出など新規プロジェクトの完成遅延も

あって、公共事業による雇用促進には現状維持以上の失業の大幅改善は望めそうにない。そうすれば少なくとも失業とインフレが政治にとって最悪の不安定要因として現われそうである。

年明けとともにマルコス政権はレフェレンダムという政治のヤマ場を迎えることになる。政治的転換のイニシアチブによって乗切りの態勢を固めつつあるが、この自由化措置は教会、旧政治家をはじめ反マルコス勢力を勇気づけており、従来のような無風状態の国民投票というわけにはいかなくなるだろう。いずれにせよ、今後も度々「民意」を問うて安定化のてこ入れとし、行政・治安組織の強化で裏打ちしながら正常化を進めなければなるまい。その際、戒厳令の継続は改革の約束と成果を誇示することで守ることが比較的容易であるが、憲法に基づく暫定国民議会召集要求こそ、新憲法強行によって権力確立を図ったマルコス政権の最大の弱点となろう。それを回避するため、73年7月のレフェレンダムですでに伏線にしてある、大統領権力を掣肘しない「諮問立法議会」を実現しなければならぬ時点がやがて訪れよう。

年明けにはまた回教徒との和平交渉も本格化する。ミンダナオの軍事情勢や国際的注視の点から見て同化統合は不可能、分離独立は容認できないとすれば中間的な「自治」の選択は不可避であろう。1971年憲法議会にはすでに「連邦」案もあったのである。しかし「自治」は幅の広い概念であり、交渉はその間で難航しよう。反乱側は国際的援助をバックに武力で停戦を脅かすことができるし、政府側も安易な妥協は威信にひびく。双方とも内部タカ派の制御という問題を抱える。成功するにしても交渉は長い屈折したコースとなろう。

すでに方針が確定している対中国交正常化は年内早い時期に実現すると見られる。台湾の取扱い、在比中国人問題などは大筋はほぼ解決済みであろう。フィリピンは対中関係発展を有効に使い、対ソ正常化を促進し、特に持越された対米通商交渉の打開をめざすであろう。二国間特惠実現は容易でないし、貿易収支の悪化が見込まれるだけに目下の最大の課題となる。

表面化した正常化措置に消極的な軍との亀裂が今後どのように展開するかが、マルコス政権の今後の安定度を見る場合の焦点となろう。

## 重要日誌

## 1月

2日 ▶PAL 国内線単独運航開始——前年12月22日付大統領令, 50市町に運航(従来33市町だけ)。

▶74年の外交基本目標——ロムロ外相, ①アラブ諸国との関係緊密化, ②ASEAN 諸国との関係具体化, ③太平洋諸国との新しい形の協力, ④社会主義諸国との貿易文化関係強化, ⑤2国間および ASEAN を通しての西欧との協力, ⑥公平な再調整による新しい対米関係。

4日 ▶中央銀行創立25周年——マルコス大統領演説。  
①収収, 外貨準備, 工農業生産著増によりテークオフは目前, ②世界経済の3悪は原油供給削減, 世界的インフレ, 国際通貨危機, ③4つのアプローチ ④供給を拡大しインフレを抑制するような懐胎期間の短い投資, ⑤輸出向け生産の増大, ⑥外資増大のための環境改善, ⑦返済能力範囲内での対外借入れ。

6日 ▶大統領, 6-IPP, 4-EPP に追加承認——(通達154号)。

7日 ▶田中首相, フィリピン訪問——(～9日)。東南アジア歴訪の第一歩として。ロムロ外相は到着直後のTV会見で「田中首相の5カ国歴訪によって日本が主役を果たさない限りアジアの発展はありえないという認識に達するであろう」と述べ, 日本がマーシャル・プラン型の援助を行なうよう提案(9日発表の田中・マルコス共同コミュニケは参考資料参照)。

9日 ▶所得・財産未申告者に恩赦——(大統領令第370号)。6月28日まで。

10日 ▶レファレンダム未登録・棄権者に恩赦——3日付大統領令364号。大統領言明, 「登録・投票しなかった者に刑罰が課されるのはわが国史上初めてのことであり, 今は政府指導者が民族の団結を考える時である」

(注) 昨年7月27～28日のレファレンダム関係。

13日 ▶情報相, 南沙群島問題について——「南沙とフィリピン人 Tomas Cloma が発見した Kalayan 5 島は別で, フィリピンは前者に対する請求権を持出さないが後者に対する権利は維持する。後者は現在わが国が占領・支配し, Parola 島に灯台, Pagasa 島に測候所をもち, 周辺地域の安全航行の便宜を与える国際的義務を負っている。南沙は日本から連合軍に返還されたので, 連合国のいずれも単独の請求権を有しない」。

▶大統領, 回教徒地域開発に2措置——①フィリピン軍工兵隊の増派, ②ミンダナオ復旧開発大統領機動隊へ

の資金支出の効率化。

14日 ▶川鉄の鉄鉱石焼結プラント承認——北ミンダナオに総額1億ドルで建設, 1976年央操業開始, 年産500万トン。Daily Express 紙によればマルコス・田中両首脳間のとりきめで最初に実現したプロジェクト。

(注) マルコス大統領, 10日川崎製鉄藤本社長と会見。8月14日起工。

15日 ▶シンガポール首相公式訪問——(～17日)。リー・クワン・ユー首相夫妻, ラジャラトナム外相ら一行12人。17日共同コミュニケ発表。

▶対比賠償残高支出促進で合意——さきのマルコス・田中両首脳会談で。1億1800万ドルを肥料, 鉄鋼製品, プラスチック中間製品などで。

16日 ▶米国の新援助政策について——ウィリアム・H・サリバン大使, フィリピン保険大会で。「米国は大規模な社会資本援助はアジア開銀, 世銀等国際機関の手に委ね, 直接には人口の3分の1に当る農村部に住む貧しい人達を援助する。フィリピンの場合, 土地改革, 家族計画, 栄養, 農村電化, 農業改善, 農村校舎, 州政府施設などである」

17日 ▶大統領, 新憲法記念日演説——「私に何か起った時の後継者選定手続きを決めることは, 戒厳令公布以前助言者達が一致していた。私はそれを大統領令で決めたが, 公表しない。戒厳令公布は反乱の除去とその原因の根絶にあった。戒厳令終結は国民に委ねらるべき政治的決定である。」

▶大統領, 石油問題について——①アラブからの石油供給はなお不足しているものの増加しており, 国内石油会社の操業は正常化しつつある, ②石油価格は少なくとも3カ月凍結する, としてひきつづき消費者の節約を要請。

一方政府は知事・市長連盟の会議で, 燃料割当は, 労働集約的・生産的業種と食糧生産部門を優先すると言明。

18日 ▶新米価決定——①ルソン島白米小売価格キロ当り1.90ペソ。②農家渡し穀支持価格キロ当り70から80セントポに。

▶世銀, 2港の復旧・建設借款承認——カガヤン・デ・オロおよびジェネラル・サントス, 610万ドル。

21日 ▶米の配給開始——「人為的不足」を解消するため, バランガイを通して。1キロ1.70ペソ。

▶紙幣交換期限を延長——(大統領令 378 号)。2月28日まで。

22日 ▶国防相、ミンダナオ情勢について——南部の分離主義運動は封じ込められ、問題はホロ島だけである。同島では300~450人の反徒が3町の周辺で行動中である。

▶L-L 協定に3つの代案——NEDA 顧問, Urbano Zafra 博士の調査にかかる提案, ①現行協定を修正したうえで3年程度延長, ②基本的協定と特惠を規定した補助取り決め, ③最恵国待遇を規定した友好通商航海条約。

▶国家電力公社を大統領直轄に——大統領令 380 号。

23日 ▶Petrophil, Filoil 合併へ——大統領承認済みと国防相発表。

▶本年から警察の統合着手——エンリレ国防相兼国家警察委員長言明。まず首都圏をパイロット地域とする。

24日 ▶肥料配給制実施に——肥料業庁はこのほど購入証書による配給制を実施すると発表。

▶PNB, 公共輸送に短期融資発表——1台当たり貸付上限, ジブニー3000ペソ, バス4000ペソ, 期間6カ月。

25日 ▶大統領, 青年対策措置——1974年全国青年会議(NYC)での言明。①青年・スポーツ省を設置する, ②全国の学校自治会は選別的に再開させる。

(注) NYCには1000人の青年指導者が出席, 「9月21日運動」推進を決定。参加団体中には, 会議代表連合(CONDA), 全国学生連盟(NSL), フィリピン全国学生連合(NUSP), 全国青年国家開発義勇センター(NYVCCND), WAY フィリピンズ, サント・トーマス大学生中央委員会がある。

フィリピン・アマチュア競技連盟(PAAF)会長 Ambrosio Padilla はこれに先立ち大統領に辞表を提出, 「青年スポーツ省創設は歓迎するが PAAF と全国オリンピック委員会を解消すべきでない」と語る。

民間関係局と教育省はそれぞれ, デモは承認しない, 時間的に学校自治会の再開は来学年度になると言明。

28日 ▶4品目の輸入関税率引下げ——ゴム製品, 鉛筆, ラミー製品, 縫製品。

▶非居住法人配当税引下げ——35%から15%に。ただし非居住法人が住所を定める国は法人から徴収すべき税に20%のクレジットを認めること(9日付大統領令 369号)。

30日 ▶大統領, インガソル米国務次官と会見——(滞比29~31日)。ロムロ外相, 会談後, 比米両国ともいかなる形であれパリティを延長する意図なしと言明。

31日 ▶PCC 首都圏の魚・肉価格に上限設定——魚, 鶏肉, 卵, 豚・水牛・牛肉。

## 2月

1日 ▶政府金融機関に対する債務未払者に措置——大

統領は未払額が総債務残高の20%に達した債務者に対して抵当流れ処分を命令した。該当債務者は406人, 未払額28億7580万ペソ, 借入残高32億5710万ペソ。

2日 ▶比砂糖委員会新設——比砂糖研究所と砂糖割当局を統合(大統領令388号)。

5日 ▶外相, 南ベトナム・台湾に抗議覚書——南沙群島請求権主張と武力示威に対して。

7日 ▶回教徒反乱軍ホロ占領——軍発表によれば未明 Hadji Misuari 元フィリピン大学講師を最高指導者とする毛沢東主義反乱者200~400人がホロ島の Bilaan, Maimbung, Parang の3町, 次いで Jolo 町を襲撃, 占拠, 8日軍がこれを山地に撃退した。2月16日までに2機のF86が墜落。

▶欧米銀行団, PNB に借款——Crocker Bank 他欧米11行は比国立銀行に, 3000万ドル, 10年定期預金証書で借款を供与することを決定。

▶森林改革法成立(大統領令389号)。

10日 ▶ウィットラム豪首相来比——(~13日)。11日マルコス大統領と会談, 次の点で合意。①オーストラリアは十分な量のLPGを供給する, ②貿易不均衡是正のための通商協議を行なう, ③農業開発に1000万豪ドルを供与する, ④労働・移民に関する政府間協定を結ぶ必要, ⑤アジア・フォーラムで原則的に合意。

11日 ▶メトロポリタン株式取引所開業——ケソン市。

15日 ▶南沙問題は関係諸国の直接対話で解決——マルコス大統領言明。

16日 ▶ガソリン値上げ承認——リッター当たりプレミアム0.645から1.02ペソ, レギュラー0.585から0.96ペソに。18日発効。

17日 ▶バス・ジブニー料金値上げ——マニラ首都圏内・ミンダナオはキロ当たり4セントボから5キロ以下20セントボに, ルソン・ビサヤは旧料率。

18日 ▶肥料補助価格引上げ——食糧作物向けで, 尿素50キロ当たり29.3ペソから67~72ペソ, 硫酸同20~22から34~38ペソに。これによるヘクタール当たり肥料コストは90ペソ増と推定。

▶スペイン皇太子来比——大統領と会談, ①優先産業分野, 主に造船・観光への投資増大, ②対比借款1000万ドルの完全利用, ③肥料供給で十分な考慮を払うことなどで合意。20日両国外相は技術協力協定に調印。

▶家庭用LPG値上げ——ポンド当たり小売店頭で0.756~0.758ペソに。

20日 ▶最高裁, 下級裁判所の行政権引継ぐ——マカリントル最高裁長官発表。

▶とうもろこし支持価格引上げ——農家売渡し価格キロ当たり50から62セントボに(通達165号)。

24日 ▶日本人商業会議所開設——同会議所の設立は昨年11月23日証券取引委員会の承認を得、1カ月前に事務所開設が決定された。35年ぶり。

25日 ▶日本の対比肥料供給——日本肥料協会はこのほどフィリピンに対し74年中硫酸を2~5万トン供給すると保証。尿素については協議中で、これまで上期2万、下期8万5000トンを約束。

28日 ▶輸出促進指令——大統領は前日の閣議にもとづき、開発資金調達のため今年輸出と対外借入れで20億ドル調達する必要があると述べ、丸太、セメント、砂糖、鉱産物などの輸出促進措置を取るよう指令。

### 3月

1日 ▶ホロ町長の投降発表——Aminkadra Abubakar 町長は2月7日ホロ湾内の海軍船上で投降、3月3日大統領と会談。

2日 ▶マニラ電力値上承認——平均135.2%。家庭用で200kWh、一般用で90kWh以下は従来通り。

5日 ▶フク団幹部に銃殺刑宣言——第13号軍事法廷は、フク団のFaustino del Mundoら4人に誘拐と殺人容疑で銃殺刑を宣告。

7日 ▶首都圏の夜間外出禁止時間短縮——午前1時~4時に(一般命令44号、3月5日付)。

8日 ▶大統領、ラッシュ米国務次官補と会談。

▶サウジ・アラビア外相来比——Omar Sakkaf (~13日)。9日大統領は回教徒援助政策を説明。

9日 ▶PNB、砂糖栽培貸付増額——ピクル当り33.25から60ペソに。

10日 ▶2教会合併ミサ——27年前分裂したIndependent Church of Filipino ChristiansとIglesia Filipina Independiente。

11日 ▶大統領、小野田元少尉に無条件特赦——10日投降。

▶マレーシア、回教徒問題について——ラザク首相はフィリピンの回教徒問題は同国の国内問題だが、サバへの難民流入では関係がある、と述べた。

▶少数民族の土地所有促進令——少数民族により30年以上占有・耕作されている公有地を5ヘクタールを限度に与える。

▶バランガイ、食糧油配給開始。

12日 ▶大豆等に支持価格制——白・黄とうもろこしキロ当り62セントボ、大豆2.2ペソ(11日付通達175号)。

13日 ▶ロベス前副大統領出国——米国で病氣治療中の兄の見舞のため。

▶ソ連、海運代理店の開設提案——来比中のソ連海運代表団のV. V. マカロフ・シンガポール・ソヴェト海

運社会会長、比商業会議所役員会宛声明で。

14日 ▶第1回日比経済協力委員会開催——(マニラ、~16日)。

16日 ▶レファレンダム開催予定——ローニョ地方自治長官は夏頃レファレンダムを開く予定であると述べた(21日には年内、おそらくは来月中、と声明)。

▶大統領、ソ連海運代表団と会見——団長S. I. ポリャコフ・ソ連政府用船公団副社長らは商務長官の招待で訪問、通常より15~20%安のソ連船の定期・チャーター配船を申し入れ、すでに砂糖輸出業者と米東海岸への1万2000トン輸送契約に調印したと述べた。

17日 ▶国防長官、反共政策の再検討要請——フィリピン反共運動(Pacom)の年次会議で。「わが国の外交政策に有意義で完全な支持を与えるようPacomの強硬政策を再検討し、代りにある一定のイデオロギー上の調和を受け容れるべきだ。政府の立場は、われわれの海外での交渉努力は純粋なイデオロギー上の考慮ではなく、われわれの社会・経済的必要次第で定まるという事実を認めている。しかし海外では(共産勢力と)調和していくであろうが、国内では変りない。」

▶比米暫定協定提案——アメリカ商業会議所アジア太平洋評議会は、米国政府に対し米国通商改革法成立まで、フィリピンと暫定通商協定を結び、他国との競争上不利になることを避けるよう勧告。

▶グアノ肥料開発を開放——15日付大統領令412号。

20日 ▶土地改革日程——エストレーリャ農地改革長官は、土地改革農民連合との会議で、土地改革は総費用170億ペソで、1977年までに完了する、と述べた。

▶三井銀行、FEBTの株式買取契約に調印——Far East Bank and Trust Co.の株式12.5%(2250万ペソ)。日本の商業銀行の比商業銀行株取得では第1号。

▶74年原木輸出緩和——大統領は加工プラント建設資金創出のため74年の丸太輸出制限を60%から80%に緩和すると発表。

21日 ▶首都圏警察の統合命令——消防署、刑務所を含め首都圏警察隊に統合を命令、1~2年以内に完全統合を予定(大統領令421号)。

▶米商銀グループ借款1.5億ドル供与——ユーログラ—5カ年回転信用協定、マニファクチャラーズ銀行など15行が中銀に供与。

22日 ▶市民軍編成構想——大統領は第77回陸軍創立記念式典で、非常時に常備軍に編入される市民軍="Kamagong"大隊構想を採用する大統領令を発した、と述べた。

23日 ▶駐米大使、周首相と会談——訪中バスケット・チームを引率しているエドゥアルド・ロムアルデス大使

は、周首相と1時間半にわたり会談。訪中チームは北京・上海で4試合行ない31日帰国。

25日 ▶商銀合併第1号調印——新銀行名は、Insular Bank of Asia and America。合併行は Bank of Asia, First Insular Bank of Cebu, Bank of America (30%出資)。

26日 ▶西独、商品借款調印——370万ドル、期限30年、10年据置、利率2%。

27日 ▶デンマーク、借款協定調印——3000万クローネ(約470万ドル)、期限25年(据置7年)。

28日 ▶公務員、週5日制に復帰——73年11月10日以来の4日制を廃止(一般命令46号)。

▶日本と米贈与協定調印——100万ドル相当。

▶中銀、ロンドンで2億ドル借款調印——5カ年ユーロ・ダラー回転信用、82米欧銀行団と。

29日 ▶全国水資源審議会設立——公共事業通信省付属、水資源開発を統合する権限を付与(28日付大統領令424号)。

30日 ▶比・ルーマニア合併契約——農務長官によれば来比中のルーマニア通商代表団(15人)はこのほど国内肥料会社(複数)と出資比率40:60で、プラント建設の合併協定に調印した。

▶ガソリン割当制廃止——通達178-A号、割当制は73年11月8日実施。

31日 ▶大統領肥料会社株公開命令——Planters Products Cooperative Marketing and Supply, Inc.の株式を肥料消費者に公開(28日付通達178号)。

#### 4月

1日 ▶政府系石油会社合併——ペトロフィロ社とフィロオイル社は3月27日協定に調印、本日からすべての経営を統合。

▶大統領、クメール代表団と会談——団長リム外相。和平交渉提案支持を表明。

5日 ▶セメント輸出承認——セメント業庁はこのほどセメント輸出1トンが相手国からのバンカー油1バレル輸入に対応することを条件に昨年実績での輸出を承認。同庁は3月初めインドネシア、サウジ・アラビア2国に限り月2万トンの輸出を認めていた。

8日 ▶水道料金値上げ承認——住宅用は立方メートル当り8セントボ値上げで、30m<sup>3</sup>までは20セントボ、最低料金5ペソ、30m<sup>3</sup>超50m<sup>3</sup>は40セントボ、50m<sup>3</sup>超60セントボ。商業用60セントボ、工業用80セントボ(m<sup>3</sup>当り)。今回値上げは64年以来で、5月1日発効。

9日 ▶海上運賃値上げ承認——6カ月間の暫定措置で、貨物50%、乗客25%。

10日 ▶丸太輸出制限ガイドライン——農業省はこのほど省令5号を公布し、丸太の輸出割合を1974年60%、75年30%、76年0%とした。

▶中銀、東京で1.5億ドル借款調印——5カ年回転信用、東銀・富士他32行借款団。

14日 ▶地方税率引下げ——物価抑制のため地方税法を修正し、事業税等を平均50%引下げ(3月30日付大統領令426号)。

15日 ▶ASEAN 肥料プール制提唱——タンコ農相は、ASEAN 第1回米会議で肥料補完計画を提唱。

16日 ▶石油類値上げ承認——17日発効。以下首都圏内価格。プレミアム・ガソリン1.02から1.16ペソ/l、レギュラー0.96から1.10ペソに。このうち29セントボが消費税、うち4セントボは16日付大統領令436号による増税分。

18日 ▶シュルツ米財務長官来比——(～20日)。比政府、ADBとの3日間の協議のため。

▶電話料金値上げ——通信委員会は、フィリピン長距離電話会社に対し35%暫定値上げ(73年4月)に加え5%、計40%値上げを承認。住宅用41.15ペソ、事業用86.50ペソ。

20日 ▶甘蔗作付面積拡大決定——砂糖増産計画関係省庁委員会、4万0300ヘクタール拡大。現在の作付は41万1000ヘクタール。

22日 ▶円借款調印——海外経済協力基金。47億2900万円、期限25年、据置7年、年利3.95%。用途は輸送システム改良。

▶大統領夫人、インドネシア訪問——(～26日)。

25日 ▶外国人登録開始——対象は外国人および1946年7月4日以後帰化した者で、期限は5月10日まで。

▶比・豪援助了解覚書調印。

26日 ▶地主・小作の年収量決定を促進——農地改革省は地主宛公開状で、土地が小作農に譲渡された地主は小作と年平均収量で6月30日までに合意すること、合意できない場合に平均収量を決定する農地生産に関する村委員会を設立した、と通達。

29日 ▶BOI、穀物栽培を外資に開放——米・とうもろこし・ソルガム栽培に必要な外資額(計29億ペソ)およびそのための未開地大規模開発に従事する外国人に開放される地域を認証。

30日 ▶中国バスケットボール・チーム来比——22名、団長朱仄全国体育総会国際部責任者。

▶ソ連・中国とは同時国交——大統領は、モスクワ・ナロードヌイ銀行シンガポール支店のV.I. ロズコフ取締役との会談で、社会主義諸国との関係正常化の動きは主にソ連と中国に向けられており、両国との関係正常化



は同時あるいはできる限り同時となろう、と述べた。

## 5月

1日 ▶大統領、新労働法典に署名——大統領令442号、74年11月1日発効。

2日 ▶世銀・IDA、対比借款1900万ドル承認——ルソン灌漑・修復プロジェクト用。

▶大統領、国軍を年内に10万に増強——第39回空軍創立記念日式典の演説で言明。①1975年中頃までに国軍兵力は予備役、自衛軍、および恐らく最終的には国家警察に統合される自治体警察力の一部を含め総計25万6000人となろう、②増強は大型の開発努力に向けられるもので、国防は二の次である。

7日 ▶大統領、対中早期正常化を希望——大統領は中国バスケットボール・チームとの会見で、われわれは間もなく完全な外交関係をもつことを希望する。現状が中比関係正常化に向かっていることは、動かし得ない。

8日 ▶ホロで土地の共同体所有実験——大統領言明。ホロでは2月私有地のすべての権利書が破壊された。これら権利書を再構成する正常な手続は長期間を要し、相当の支出、更には争いを伴うので、町内のすべての土地は全町の名義で権利登録され、すべての住民に引き渡さるべきである。ただしこの措置は、正式に招集される一般投票でホロの人々の同意を得ることが条件である。

また大統領は T'boli, Higa-onon 部族等の軍保留地内のすべての先祖代々の土地を各部族に属する共有地、と宣言。

13日 ▶外相：中ソとの国交は間近——香港で。

16日 ▶道路省新設——大統領令458号により公共事業・通信省を道路省と公共事業省に分割。

17日 ▶農業天然資源省分割——農業省と天然資源省を新設（大統領令461号）。

18日 ▶政府プロジェクトの物価調整承認——大統領、既契約分に対して。

19日 ▶農地改革基金委員会廃止——すべての農地改革計画の資金面を土地銀行に移管・統合（大統領令462号）。

22日 ▶比米、M16ライフル組立プラント融資協定調印——860万ドル、期限8年、据置3年で、6年内に生産開始予定。

24日 ▶第34代スルー・スルタン就任——73年12月24日死亡した33代の故 Mohamad Esmail Kiram の息子 Datu Mohamad Mahakuttah Kiram。翌日、大統領を訪問して政府に対する忠誠を約束。

▶米国人の土地所有権を1年間現状凍結——大統領声明：「アメリカ国民・会社または米国資本40%超のその他の法人により1935年憲法のパリティ条項に基づき取得

されたすべての権利は、1974年7月3日深夜をもって失効し、無効とされるというのがフィリピン政府の立場である。しかしながら1975年5月27日までの1年間、現在の状況を変更するようないかなる行動も取ることを控えることがフィリピン政府の政策である」

同時に大統領令471号「外国人に対する私有地の賃借期間制限」を公布し、外国人・外国人所有会社は25年以上の賃借契約を結べないが、当事者双方の相互土地契約に基づき、更に25年間更新できるとした。

25日 ▶石油関係機関統合——政策レベルでの石油採掘等の計画・活動調整のため、石油委員会(PB)を再編し、国家石油会社(PNOC)を前者の代表とし、PNOCの社長をPBの委員長に任命(23日付大統領令469号)。

27日 ▶民間企業に米自給指令——①500人以上雇用し穀物庁(NGA)が決定する企業は、従業員と家族用に米・とうもろこしを生産、またはNGAを通じすべての税・公租免除で輸入すること(一般命令47号)。②牧草地の賃借契約者は一定部分を食糧生産用に保留すること(大統領令472号)。

▶1.5億ドル国際借款取得——中銀は47国際金融機関と5カ年回転信用協定に調印。

28日 ▶外国人のダミー調査命令——大統領の司法長官宛覚書で。フィリピン人事業家のダミーの地位を示すものとして次の例を挙げた。①外国人投資家が実際には合弁投資のすべての資金を供給する、②同じく、合弁事業のすべての技術的サポートを与える、③外国投資家が少数株主とみられているのに、会社を管理し、すべての経済的可能性調査を準備する。

29日 ▶マルコス・スハルト首脳会談——大統領は戒厳令発布以来初めて国外に出、メナドで29~30日スハルト・インドネシア大統領と非公式に会談。

30日 ▶商務省：中国との直接取引可能——商務長官、在香港総領事からの電報受理後表明。電報によれば、総領事が北京・広東で協議した中国当局者は、フィリピンは米を除く品物を中国から直接輸入できることに合意したにもかかわらず、両国間取引が今なお大部分仲介業者を通じて行われていることに驚き、直接取引で10~13%コスト引下げが可能であると述べた。

31日 ▶中央銀行、金融機関に農業への25%貸付割当義務付け(回状408号)。

## 6月

1日 ▶DBP 3000万ドル借款——フィリピン開発銀行、このほど三井銀行等日本の15行から。期限10年、年利はロンドン銀行間レート・プラス1.375%。

3日 ▶台北へ対中国交で特使か——香港スタンダード

紙はフィリピン政府が5月に台北へ対中国交方針を伝える特使を派遣したと報道。

▶海運産業庁新設——大統領令474号。

4日▶全国回教徒会議開催——主催 Federation of Muslim Royal Houses of Mindanao and Sulu, 参加者約2000, 議長 Sultan Harum Al-Rashid Lucman(～6日)。21日同議長は大統領に政府支持コミュニケを伝達。

▶群島領海論主張を指示——大統領, 国際海洋法会議に出席する代表に対し。

5日▶国連開発計画第18回理事会総会開催——マニラ, ～20日。

7日▶駐マレーシア大使にアブバカル——Yusap R. Abubakar, このほど信任状提出。

8日▶建設資材原料輸入に助成——73年1月1日に遡及し, 熱間コイル, 鉄・鋼スラブ, 未精錬亜鉛・錫輸入に対する関税相当分の助成金を支出する(3日付大統領令476号)。

12日▶9月1日にバラングイ召集と発表——大統領の独立記念日演説で。公職者・公務員の勤務態度などを評定・批判するため。

▶土地政策7原則発表——大統領独立記念日演説。投機防止などのため土地利用政策のガイドラインとして。

13日▶6州の警察・消防署・刑務所を統合する大統領令——大統領令482号。

14日▶原子炉2基発注——政府はWestinghouse Electric International, SAに, 出力各60万kw, 2億4500万ドル(据付費含む)の軽水型原子炉2基を発注。年末引渡して, 敷地はパターン州オラニ。完成は第1号炉1982年, 2号炉1984年の予定。

15日▶首都圏爆弾事件容疑者など62人逮捕発表。

17日▶南スリガオ州でマノボ反徒200人掃順。

18日▶少数民族内にバラングイ設置開始——地方自治省担当。11地区約600万。

▶比ソ両友好協会会議——モスクワで開催, オプレラ相ら出席。

19日▶南シナ海漁業・開発調整計画協定に調印——フィリピンを含むアジア8カ国代表, UNDP, FAO 援助による。

20日▶外資参加問題で銀行定款修正へ——中央銀行はこのほど商業銀行, 投資会社に対し, 取締役会のある種決定は参加外資を代表する少なくとも1人の取締役の同意を得ねばならない, その他類似規定を定款から削除するよう求めた。

▶コタバトで回教徒攻勢に——コタバト空港, ミドサヤップ, アワンディナイグ等の町を攻撃。戦闘は1週間

以上継続。軍当局によれば, 回教徒側死者150～200, 軍側4人(AP, UPI)。

21日▶AID, 農地改革援助協定調印——55万1000ドル。

22日▶投資2法修正——投資奨励法, 輸出奨励法を修正(19日付大統領令485号)。主要改正点; ①登録資格は組合の場合60%フィリピン人所有・支配, 株式会社の場合はフィリピン法人で取締役の60%はフィリピン人, ②公益事業優先計画新設, ③サービス業を投資奨励法の対象に含める, ④各種免税措置の制限。

24日▶初めてのアラブ借款取得——ピラタ財務長官はKuwait Foreign Investment Co., 野村証券他2社と500万クウェート・ディナール(約1700万ドル), 期間5年, 年利8%の借款協定に調印。これは比政府発行債券の形態で, ルクセンブルグ証券取引所に登録される。

26日▶教育省, 2国語併用教育方針——教育省令で次のように実施。タガログ語地域の学校では74/75学年度から77/78年度の間は, 社会科・理科, 作業教育, 道徳教育, 保健・体育の教授用語としてフィリピン語の移行期間とする。他地域の学校は状況により即時または漸次移行計画を作成すること。他科目では英語は引き続き全国的に教授用語とする。

27日▶丸太輸出制限に緩和——このほど公布された大統領令428号(4月1日付)により丸太の輸出割合は74年80%, 75年80%, 76年0%に緩和された。

28日▶レバノン外相ら来比——一行10人, 29日大統領と会談。レバノン外相はロムロ外相と会談し早期に経済・観光協定を結ぶことに合意, 比政府の回教徒政策に支持を表明。

▶大統領, 回教徒反乱分子に特赦令——モロ民族解放戦線, ミンダナオ独立運動の元メンバーも含む。

30日▶大統領, 74年度予算案に署名——総額141億6400万ペソ。

## 7月

1日▶国家栄養審議会設置——大統領令491号(フィリピン栄養法)。2日大統領夫人は学齢前の栄養不良の子供たちのための, デイ・ケア・センターを全国2000カ所に開いた。

3日▶比米通商協定失効——通称ラウレル・ラングレイ協定は新協定未成立のまま本日をもって満期失効。

7日▶西独政府贈与——170万マルク, マニラ港開発マスタープラン用。

10日▶BOI, 米系7社の登録取消——L-L協定失効前に資本の60%フィリピン化をしなかったため。

13日▶カナダ, 援助協定調印——カガヤン谷の地域協

同組合開発に対する資金の46%。借款 630 万カナダ・ドルおよび技術援助 50 万カナダ・ドル（贈与）。条件は無利子、期間50年（10年据置）。

▶フィリピン港湾庁設立（大統領令505号）。

15日 ▶比米新通商協定交渉休会——両国代表は7月5日から交渉を開始、実質的成果のないまま閉会。16日発表の共同声明によれば、米國の新通商法成立後に交渉を再開することで合意。

▶政府訪中代表団出発——経済関係と原油輸入の可能性をさぐるため。団員は、Sergio A. Barrera 外務省経済問題担当次官、Geronimo Velasco フィリピン國家石油会社（PNOC）社長他 PNOC 役員。

16日 ▶IMF 対比スタンプバイ・クレジット供与発表——3875 万 SDR、期間1年。

17日 ▶世銀融資——このほどパンタバンガン発電所（10 万 kw）、ルソン送電グリッド拡張プロジェクト用に 6100 万ドルを承認。

19日 ▶LPG 値下げ——石油産業委員会は大統領指示に従い小売価格をポンド当り 0.0245 ペソ引下げ。

20日 ▶ADB 借款——このほどミンダナオ電化用に 4200 万ドル供与。

22日 ▶国家公務員給与10%引上げ——大統領は、7月1日にさかのぼり月 200 ペソを限度に給与の10%引上げを命命。

25日 ▶回教徒の官職起用——選挙管理委員に Hashim Abubakar、その他大統領補佐官、スルー開発担当官、タウイ・タウイ州・バシラン州副知事・州評議員、町長らに回教徒を任命。

26日 ▶大統領夫人訪中説——フィリピン政府外交筋はイメルダ夫人が8月中にも中国を訪問しようとする述べた。31日政府筋は対中国交方針を公式に確認。

28日 ▶肥料原料免税に——従来の輸入肥料・同原料の2カ年免税（大統領令135号）に加え、国産肥料・同原料にも免税を拡大、両者とも期間を5年に延長（大統領令517号）。

29日 ▶中銀、預金利率引上げ（回状414号）。

30日 ▶ニュージーランド国防相来比——大統領を訪問、常駐大使交換を提案。

▶穀物買上げ計画拡大——國家穀物庁（NGA）は米のほかとうもちし（31ペソ/kg）、ソルガム（31ペソ/カバン）、大豆（110ペソ/カバン）、モンゴ豆を支持価格で買上げることと決定。

31日 ▶ココナツ製品輸出一時停止——大統領は、価格の急落に対処、既契約分を除き、全ココナツ製品の輸出停止および同輸出のココナツ取引委員会による規制を命じた（8月2日輸出再開）。

▶物価手当を義務化——通達 174 号の任意順守期限切れに伴い、民間企業の義務とした。資本金 100 万ペソ以上の企業では月給500ペソ以下の者に50ペソ。

## 8 月

1日 ▶新駐比日本大使任命——沢木正男前外務省経済協力局長。

▶円借款——海外経済協力基金は72億5200万円、期限25年（据置7年）、年利3.25%の借款協定に調印。使途は、灌漑用地下水開発、パンパンガ・ピコール・コタバト流域出水制御・浚渫プロジェクト。

▶第2混成憲兵大隊新設——ミンダナオ、ピサヤに派遣、本部サンボアンガ市。

2日 ▶タルラク州で破壊分子521人投降——同州 Victoria で、大部分 MASAKA メンバー。

▶アマナー銀行マニラ事務所開所。

▶ココナツ輸出再開命令——大統領は同時に NEDA にココナツ製品の最低輸出価格設定権を与えた。

4日 ▶外相、東欧、韓国歴訪に出発——各国の招待で、韓国5～8日、ユーゴ22～25日、チェコ9月2～4日、ルーマニア9月5～7日の予定。外相の社会主義國訪問は初めて。

5日 ▶ロムアルデス特使訪中——Benjamin Romualdez レイテ州知事（～9日）。

▶国軍、統合市民軍設立開始——第2期で74年9月から79年6月の5カ年内に18万の予備役を訓練する。

6日 ▶自治省、全バランガイを管理下に——9月1日の市民集会に備えて。

7日 ▶米と農村電化借款調印——1800万ドル、10電力組合設立に使用。40年返済、年利初10年2%、以後3%。

▶初めての民間金取引——イクイットプル銀行とベンゲット社の間で、1760オンス、26万2600ドル。

9日 ▶対インドネシア協力協定調印——技術・経済協力改訂基本協定および新補完協力8協定。

10日 ▶米大統領、米比関係変更せずと保証——フォード新大統領のマルコス大統領宛メッセージで。

▶比米暫定航空協定調印。

11日 ▶74年観光投資計画——観光業に対する奨励強化（9日付大統領令535号）。

12日 ▶中銀、インフレ対策——リカロス総裁演説。①選択的信用規制を行い、輸出、主要食料生産に十分な援助を与え、②物価・家賃統制政策は維持、③長期預金利率引上げ等により過剰流動性を吸収する。

▶ロムロ外相、タイ訪問——（～14日）。タイ外務省筋によればタイ外相との会談で、フィリピンは来年中に中ソ兩國を承認しようとする述べた。

▶輸出作物用肥料値上げ——苛性カリ84%から NPK 32%まで。

13日 ▶大統領夫人訪中説——「大公報」と「文匯報」はイメルダ大統領夫人が15日訪中すると報じた。

▶中銀、外国人の株式投資緩和——回状365号。

▶川鉄、焼結プラント用地賃借契約——西ミサミス州 Villanueva の Phividec 社所有地 3000 ヘクタールのうち 138 ヘクタール。25年契約、25年更新可能。76年操業予定、能力年500万トン。

16日 ▶PCI、小売業国民化法緩和と支持——第21回製造業者・生産者全国大会報告。

18日 ▶災害地指定——連の台風被害のため首都圏、中部ルソン等13州。

19日 ▶水害地のマサガナ貸付限度引上げ——1ヘクタール当り900から1200ペソに。条件は6カ月返済、限度20ヘクタール、年利12%。

20日 ▶大統領、経費節減命令——①政府公社の残業手当支払・公務員の海外旅行禁止、②備品の新規購入禁止、③特別承認のない場合予備費支出禁止。

24日 ▶土地銀行、中長期農工業融資開始——期間2～10年、年利9～12%。

▶反乱謀議容疑で司祭ら21人逮捕——公安当局はケソン市ノバリテュスの聖心会修道院寮を手入れ、Jose Blanco 司祭 (Kapisanan Sandigan Pilipinas—KASAPI 書記長)、Jose Alto (反徒暗殺隊員容疑)、および大部分学生である19人を逮捕。

25日 ▶回教徒反乱軍、南コタバト襲撃——ニューア克蘭村を約150人で襲撃、村民50人死亡。

27日 ▶反乱容疑者38人逮捕——国防省発表。5月12日以来の“Sea Hawk”作戦でフィリピン共産党の、外国と協力した武器密輸ネットワークを摘発、38人を逮捕、50トン船舶等5隻、ビーチ・リゾート2、運輸会社2を押収。

28日 ▶駐イラン大使館開設——大使は駐パキスタン大使兼務。

▶国防長官、破壊活動容疑者19人逮捕公表——共産党の武器密輸計画の一部で爆発物によるサボタージュ・テロ運動の関係者。これにより“シーホーク”作戦の逮捕者は78人。

29日 ▶大統領、司祭らの釈放命令——24日逮捕のブランコ司祭と学生13人と会談後釈放命令。教会と政府との協定により反政府活動容疑の司祭(複数)と尼僧(複数)は、事件の結論が未決のため教会の保護に委ねられる。

30日 ▶回教徒福祉・救済庁設立——行政命令432号。

▶比砂糖法延長——74年度失効の共和国法4166号を75年度から5年度延長(大統領令546号)。

▶大統領、後継者について——フィリピン・パノラマ誌とのインタビューで、「偶発事件に備え、唯一人でなく数人の後継者を選ぶことに決めた。これは大統領令として封印されている。戒厳令の期間は環境によるし、国民が決定すべき問題である」等と述べた。

31日 ▶大統領、教会内の手入れ制限——Jaime L. Sin マニラ大司教との会談後、軍の宗教機関捜索および立入りは、宗教機関の長またはその代理人の事前許可および立会いのない場合、してはならない、と指示。

▶全国的な共産主義者の陰謀——国防省公表。①国内共産主義者と他の反乱分子は1973年央いわゆる「民族民主戦線」(NDF)創設に努めた。②急進左翼は武器密輸網樹立活動と平行して武装活動のための組織的準備を進めた。③NDF は様々の社会政治勢力・教派を統一し、連合体を共産党の組織的規律と指導の下に入れようと努めた。④準備委員会を通じ党は革命的行動のための10項目綱領を作成した。主要点は(a)新社会に反対するすべての勢力を団結させる、(b)統一勢力を武装させ、政府と戦い転覆するよう勧説し、(c)共産党の指導下に連合政府を樹立することである。⑥党は NDF の目標を優先して達成するため党の全国機関を山岳基地から関係党员・機関との調整・援助の容易な場所に移転した(大部分ブラコン州内)(参考資料参照)。

## 9月

1日 ▶抗議大ミサ——シン・マニラ大司教の「正義が守られるよう徹夜の祈りをあげよう」との呼びかけ書簡に応じ約4000人がマニラ大聖堂で。

▶軍、回教徒出撃基地攻撃——国防省発表。サンボアンガ市沖合サコル島を1週間にわたり攻撃、占領、反乱軍兵43人を殺し、55人を捕虜に。

2日 ▶ミンダナオ和平提案——M. H. el Tohamy 回教国会議事務局長(大統領との一連の会談、ジャカルタ・クアラルンプール訪問を含め8月23日以来滞在)は次のような声明を発表。①ミンダナオの回教社会に平和を回復する和解案が構想された、②提案は回教国会議の委任に従い、フィリピンの主権と統合に基づく、③和解案はフィリピン回教徒社会の希求とイデオロギーを真に代表する回教徒指導者と交渉され、実行されよう。

3日 ▶教会、戒厳令解除要求——カトリック司教会議は、大統領宛書簡で、恐怖の雰囲気徐々に広がりと指摘、戒厳令と自由の制限を段階的に解除し、国民の再生と和解への道を開くため、思い切った手段を取るよう要望。まず言論の自由の回復と政治犯の釈放を要求。

4日 ▶EC の小麦1万トン贈与に調印。

▶開発資金投入で経済に呼び水——財務長官は次のように述べた。①輸入インフレの悪影響に対処し開発プロジェクトを強化する、②年内の原油供給は十分、③すでに取得した計7億ドルのスタンバイ・クレジットで十分で、現在追加借款を求めるとはならない。

5日 ▶大統領夫人20日に訪中——香港スタンダード紙報道。

(注) ロムアルデス・レイテ州知事、5～9日訪中。

▶議院内閣制は遅れる——ペレス選管委員長は、①旧体制への逆行が大統領制から首相制への移行期間を長引かせている、②戒厳令公布後数カ月で目的のほぼ95%は達成されたが、逆行により約60%にまで戻ってしまった、と述べた。

6日 ▶駐台大使任命——Ismael Lapuz 退役少将(元陸軍司令官、軍副参謀長)。

7日 ▶パンタバンガン・ダム落成——貯水量23億立方メートル、灌漑面積7万7000ヘクタール、発電設備(建設準備中)10万kw。

9日 ▶ADB 対比借款調印——5130万ドル、首都圏上下水道公社のマニラ水道プロジェクトに対し。

10日 ▶大統領、軍は文民優位を約束——ロイヤルティ・パレードで「戒厳令布告の際エンリレ国防長官、エスピノ軍参謀総長、4軍指導者らは大統領の決定を支持し、大統領が執務不能となった場合いつでも後継の文民の新大統領に従うことを約束した。」と演説。この日はほとんど完全出席の将軍たちは、前例を破って閱兵の際行進の先頭に立った。

11日 ▶ディオクノ前上院議員ら釈放——大統領誕生日特赦で。その他 Eleuterio Adevosio 元労相、Angel Baking, Antolin Oreta, Jr. (アキノ元上院議員兄弟)、Benjamin Guingona 元 CCP 会頭。

▶電力料金引下げ措置——①電気事業税引下げ5→2%、②発電用のバンカー燃料油と同油に加工される原油の輸入関税引下げ。料金引下げは9月1日に適及(大統領令551号)。

12日 ▶比・カナダ租税条約調印。

▶フィリピン外国借款保証会社設立——100% 政府出資会社。対象はフィリピン人の株式所有が過半数を超える国内法人に限る(11日付大統領令550号)。

▶米国条約商人は引続き特権享受——移民局令134号。フィリピンで事業活動を行っている条約商人および投資家は、L-L 条約失効後も同協定下の特権を引続き享受できる。

14日 ▶PCI 訪ソ代表団出発——ソ連商業会議所の招待で。団長ロドリゲス比国際貿易公社社長ら12人(滞在16～29日)。

16日 ▶PC, 3市17町警察の管理解除——パサイ、イロイロ、マラウイ各市等。

▶デンマーク対比借款調印——937万8000クローネの商品借款(穀物ドライヤー8台)。

17日 ▶最高裁、戒厳令有効判決——アキノ元上院議員ら政治犯25人の訴えに対して。

18日 ▶日本輸銀借款——マニラ電力会社の35万kw 発電プラント用に4950万ドル。

19日 ▶比日友好財団に贈与——日本政府は基金として3億円贈与を決定。

20日 ▶輸入信用状担保金引下げ——銀行協会、BOI 登録企業の特に新規・拡張プロジェクトの必要設備輸入に対し50から25%に引下げ。

▶大統領夫人訪中——大統領特使として。ロムアルデス・レイテ州知事、フェルディナンド・マルコス2世、パテルノ工業長官らが同行。北京空港には李先念副首相らが出迎え、市内到着後直ちに病院で周首相と会談。

(注) 滞中日程。23日パテルノ長官と李強対外貿易部長は比中貿易拡大交換書簡に調印、①中国側は今年から相当量の原油をフィリピンに供給する、②木材、ココナツ製品、砂糖、銅鉱石その他金属を含むフィリピンの主要輸出品を買う用意がある、③両国は数量その他細目を決定するため早期到北京に経済使節団を派遣することで合意。24日大統領夫人は天津で江青夫人の招待を受け入れ滞在を10月2日まで延長したが、26日これを取消し、29日帰国。27日大統領夫人は毛沢東主席と会見。

▶大統領四元インタビュー——マニラ、ニューヨーク、ロンドン、東京を衛星中継で。

27日 ▶南ア信任状無効に賛成投票——比国連代表、国連信任状委員会で。

28日 ▶米、対比砂糖追加割当——国内生産60万米トン不足見込みのため、対比14万4177米トン追加。

30日 ▶対アラブ連合国外樹立に合意——非常駐大使交換。

▶中国は必要な米全量供給の用意——タンチャンコ国家穀物庁長官発表。

## 10月

2日 ▶大統領、経費15%節減指示——①経常費節減、②レイオフはしないが新規不要労働者も採用停止。

▶木材製品の輸出税・プレミアム税廃止——行政命令434号。

▶外相、米国務長官と会談——ニューヨークで米比諸条約について。

3日 ▶新軍法務部長任命——G. サントス控訴審判事、11日就任。

▶ホロで投降リーダー待ち伏せ受く——ホロ市街で jeep に分乗した Ali Abubakar ら12人は未確認集団に

より襲撃を受け11人死亡、37人負傷。

▶**海運運賃暫定値上げ延長**——運輸委、10月5日から6カ月間で、貨物50%、乗客25%各増。

▶**マニラ市議会、露店商禁止条令可決**——市警687人逮捕。

4日 ▶**対中ソ国交方針決定**——国家安全保障会議と外交政策会議は以下の方針を決定。①外交協定締結時期は定めないが、現時点で中ソ両国と完全な外交関係を結ぶことは最高の国益である。②今月末までに北京に使節団を派遣する。7日大統領は米国およびASEAN各国大使と個別に会談、中・ソ両国との外交関係正常化方針の決定を通告。

5日 ▶**軍法会議の権限縮小**——一般命令。軍法務部長は10月下旬3000件の民事裁移送を命令。

8日 ▶**国交正常化は対中国のみ**——大統領は新聞声明を発表、「現在社会主義および共産主義諸国との関係正常化に向け取られている措置は、中華人民共和国にのみ関係するものである」と述べた。

9日 ▶**工業用燃料油値下げ指示**——国家石油会社(PNOC)の子会社、ペトロフィル社は年末までの3カ月間、セメント、織物、木材加工等の特定重要産業に対する精油所渡し卸値を、バレル当り5ペソ引下げる(通達216号)。

10日 ▶**マリングケ・ニッケル精錬所操業開始**——能力は精錬ニッケルで年間6840万ポンド。

11日 ▶**DBP、製糖工場取得**——競売でパンパンガ・シユガー・ミル落札。

▶**大統領、投降PKP指導者と会談**——Partido Komunista ng Pilipinas (フィリピン共産党、ソ連系)のFelicitimo Macapagal書記長ら政治局員6人、軍事指導者30人は、大統領の新社会における国家統一の呼びかけに応じ投降。大統領はその協力申し入れを受け入れ、国防・法務両省に対し政治拘留者を含めすべてのPKP員に対する特赦を早急に準備するよう命令。PKPはすべての武器の引渡しを約束。

14日 ▶**中国原油12.5万バレル入着**——パターン精油所に。供給約束量74年10～75年1月に25万トン、75年2月～12月75万トンのうち第1回船積分。

15日 ▶**CCP、小売業問題は現状維持**——リム商業会議所会頭は、工業会議所の小売業開放方針に追随しないと述べた。

▶**フィリピン組合保険機構開業**——Cooperative Insurance System of the Philippines (CISP)。大統領令175号に基づく。サマハン・ナヨン(農協)とその他登録協同組合員が全有する。

▶**世銀、対比借款7000万ドル承認**——海運近代化・改

良用にDBPを通じ融資。期間18年(据置4年)、年利8%。

16日 ▶**PKP幹部記者会見**——マカパガル書記長ら6人。われわれは「投降」したのだと強調。同席の軍当局者は、反共法の修正について慎重な検討がされている。情勢緩和のあかつきは共産党合法化の可能性があると述べた。

18日 ▶**大統領、公共事業用地の代金支払停止**——①政府購入地に対し法外な高価格が支払われたことが判明したため、代金支払を停止する、②追って命令あるまで政府土地取得は大統領令76号の収用手続きによる。

19日 ▶**労働界、全国統一組織支持声明**——全国約30の全国的組織の指導者の集会で。

20日 ▶**レイテ上陸30周年式典**——イメルダ大統領夫人「古い絆を強めることを決意している」と演説。

22日 ▶**使用者全国組織結成に合意**——労働者側に対抗し、主要経済団体会長ら。28日National Confederation of Employers(仮称)の設立宣言に署名。

23日 ▶**国内糖価引上げ**——首都圏内で精白糖キロ当り1.5から2.1ペソに、赤砂糖1.4から1.55ペソに。フィリピン国立銀行の生産者買上げ価格引上げ(18日付、ピクル当り49.8から77ペソに)に伴う措置。

24日 ▶**糖価旧価格に引戻し**——大統領指示。値上げは輸出用のみとする。

▶**仏銀行団、対比電化借款調印**——4200万ドル。パリ・オランダ銀行、フランス貿易銀行、アメリカン・エクスプレス・インタナショナル銀行。対象は発電機16万kw、送電線500km。

25日 ▶**対農地改革農民貸付限度廃止**——中央銀行の対商業銀行指示。従来の貸付限度5000ペソ(大統領令544号の実施)。

26日 ▶**報道機関諮問審議会廃止**——同審議会(MAC)と同時にマスメディア基準局(BMM)も廃止、出版、放送業界に各々の自主規制審議会設立を認可。

28日 ▶**大統領ガソリンの硫黄分削減指示**——燃料油4から旧率の3.5%、ガソリン1から0.5%に。

29日 ▶**関係国で木材輸出問題合同会議**——ジャカルタで、比、マレーシア、インドネシア参加(～11月2日)。

30日 ▶**新労働法典発効記念式典**——大統領は式典で全国労働関係委員会、海外雇用開発局、全国海員局の新設、委員任命を発表。

▶**極東海運同盟、運賃値上げ幅縮小**——フィリピン荷主会議に通告。先の値上げ案26.1%から18%へ。

31日 ▶**ソ連、常時配船保証**——比ソ海運会社(合弁)のソ連側代表、商務長官との会議で。

## 11月

1日 ▶南北ラオ州に停戦命令——大統領命令で、2カ月間。国防長官、8日の外人記者との会見で発表。

▶比・ブルガリア共同声明発表——ロムロ外相のソフィア訪問(10月27～29日)にもとづき。貿易協定、科学文化協力協定交渉で合意。ブルガリア外相招待受諾。つづいて10月30日～11月1日ハンガリー訪問、共同声明。

3日 ▶来年1月政府活動について国民投票実施——以後毎年1月に実施。大統領、チェース・マンハッタン銀行国際顧問団との会談で言明。

4日 ▶非合法政治組織幹部にも特赦——大統領令571号。73年7月15日失効の従来の特赦令は一般構成員のみで幹部を除外。対象組織はフィリピン共産党(PKP)、フク団(HMB)、自由農民同盟(MASAKA)、フィリピン青年解放同盟(MPKP)、SPKP等政治信念に基づき不法行為を行った者で、殺人、純潔に対する罪を犯した者を除く。申請期限74年末。

5日 ▶不振木材業界に6カ月支払猶予——フィリピン開発銀行(DBP)。PNBも類似措置。

▶信用状条件修正緩和——中銀覚書。事前承認なしに単価、運賃、手数料の上昇による2000ドル以下の信用状額引上げを認める。

▶訪中貿易使節団出発——団長パテルノ工業長官、NE DA、PNOC、砂糖・木材・コプラ・銅の民間業界代表など17人。9月の貿易合意書の細目取極めのため。

6日 ▶大統領、雇用促進計画強調——第1回アジア地域人的資源訓練開発会議(マニラ)開会式で。①数カ月内に当初DBP資金5億ペソを支出、地方で大規模な労働集約・中小規模工業化計画を開始する、②四半期毎に5億ペソ支出し、灌漑等食糧生産を直接支持する公共事業に労働集約的技術を適用、公共事業の雇用を倍増する。

▶西独と技術援助協定調印——Udo Kollatz 西ドイツ経済協力省次官は4件の援助約束。①対4カ年計画プロジェクト借款1000万マルク。②金属工業研究センター(MIRDC)、フィリピン大学、教育省の中等化学教育向上に計500万マルク。

7日 ▶大統領、砂糖輸出停止を命令——最近の6回の台風による被害判明まで。さらに12日砂糖密輸の報告に対し砂糖の全在庫調査を命令。

▶ADB、技術援助借款100万ドル承認——対比18次。国家電力会社の第3次ミンダナオ発電プロジェクト(アグス川第3)。条件、10年返済(据置2年)、年利8.25%。

▶大統領夫人、米・メキシコに出発——13日国連訪問、15日ニューヨークのフィリピン・センター開所式典出席。17日黄華中国国連大使の昼食会に出席、「マルコ

ス大統領自身気候が暖くなったら中国を訪問する」と言明。23～26日大統領特使としてメキシコ訪問。12月12日ジュネーブのユニセフ会議で演説。

(注) センター開所式当日建物向い側の通りで Manglapus 元上院議員らはアメリカ人支持者と反マルコス・デモ実行また John Osmeña 元上院議員ら国外退去者は大統領夫人に挨拶。

▶政治亡命者にも特赦——大統領夫人はホノルルで、政府は特赦対象に入る海外居住の全フィリピン人に特赦を与える、と述べた。

▶世銀、対 PDCP 借款3000万ドル承認——80%は輸出製造業プロジェクトの資材輸入融資。政府保証、返済15年。

8日 ▶米 AID 援助覚書調印——土地局と農地改革に基づく小作地の分筆図作成プロジェクトに対し、資材51万9000ドル、技術363万ペソ(PL 480号)。

▶フィリピン全国石油センター設立——石油に関する情報と技術を統合する(大統領令575号)。

9日 ▶CCP 訪中団出発——D. シシッ第1副会頭以下10人、広州交易会参加、北京訪問。

12日 ▶石油製品の海運向け最低価格廃止——このほど石油産業委の決議。

13日 ▶中国と貿易合意書細目取極め——23日、大統領官邸発表。フィリピン側ロドリゲス PITC 社長調印。支払条件などは後日交渉。フィリピン側輸出品目：①ヤシ油、75年1～6月に5000～1万英トン、②木材、75年1～3月に3～5万m<sup>3</sup>、③ラワン合板、2000m<sup>3</sup>、④銅精鉱、4000トン、⑤粗糖1～3万トン。

(注) パテルノ工業長官(代表団長)は19日、商業会議所月例会で、75年までに比中貿易量は少なくとも50%増大し、10年以内に往復2億ドル水準に達しよう、と述べた。

14日 ▶第9回東南アジア経済開発閣僚会議開催——マニラ(～16日)、12カ国参加。

15日 ▶ココナツ5倍増5カ年計画開始。

▶カナダ633万ドル借款調印——カガヤン谷協同組合プロジェクトに、無利子、50年払い。

16日 ▶在比日本人商業会議所結成——このほど中村松太郎氏を会頭として(2月24日の記事参照)。

▶PKP 員ら3000人特赦——マカバガル前書記長らフィリピン共産党員約50人、その他HMB、MASAKA、SM、MPKP、SPKPのメンバーは大統領に対し新社会支持を誓約。ヌエバ・エシハ州 Aliaga で。

▶土地改革を7ヘクタール超に拡大——大統領はヌエバ・エシハ州アリアガの Hulo 村で、7～24ヘクタールの地主所有地約35万ヘクタールを分割、小作約36万人に配分する通達227号に署名したと発表。

17日 ▶ロベス2世・オスメニャ3世、抗議ハンスト突入——28日午後中止。夫人を通じ、政府と国民の注意を

自分たちおよびこれと同様の立場にある拘留者の窮状に集めるという目的を達成したと声明。

(注) 30日、政府筋は大統領暗殺計画が1972年に8件あったと言明。さらに12月4日大統領府筋は特赦は政治犯罪にのみ適用できる、戒厳令前の大統領暗殺計画は普通犯罪なので上記2名は特赦対象とならない、と述べた。

▶中国フットボール代表団訪比——1行28人。

18日 ▶ロムアルデス駐米大使人質に——午後(現地時間)ワシントンの駐米大使館にNapoleon Lechoco(44歳)が侵入、息子の出国を要求してロムアルデス大使と館員1人を人質にとったが、10時間後の19日大統領が即時米国向け出国を保証して人質を釈放、FBIに逮捕された。

19日 ▶ニュージーランド援助合意書調印——地熱発電援助、1000万ニュージーランド・ドル。

▶さらに31州・19市の警察・消防の統合命令。

20日 ▶ココナツ賦課金引下げ——ココナツ庁、トン当たり140から110ペソに。同時にコプラ販売賦課金も100から70ペソに引下げ。

25日 ▶メキシコと貿易・石油購入協定調印——一般協定。大統領夫人に同行のベラスコ PNOC 会長が署名。メキシコ側は1日1万バレルの原油供給を保証。

▶カナダ210万ペソ贈与——このほどカナダ国際開発研究センターからフィリピン大学農業信用・協同組合研究所の協同組合開発計画の評価に。

▶食糧作物用肥料価格引上げ——非助成価格の65~70%に。

▶法務省、年金計画による米人所有地譲渡拒否——直接にはこのほどモービルとゲッティ・オイルに対し。法務長官見解は、年金計画に基づく従業員60%または過半数所有は、資金が従業員自身により出資されない場合フィリピン人の所有とはみなされない、とした。

▶大統領：対中国交渉すでに開始——ホンコン・スタンダード紙とのインタビューで。さらに①フィリピンはソ連とも交渉の予備段階にある、しかし中国の方が先んじている、②中国およびソ連との関係は「同時にまたはほとんど同時に」発表されよう、と述べた。

▶食糧生産計画を拡大——農業省は、最近の台風被害(粳4000トン、果実・野菜2万5000ヘクタール)回復のため決定。①マサガナ99第4期(11月初め開始)の作付目標を前回の30万から57万ヘクタールに拡大、②次回サボグ・タニム(75年3月開始)の作付目標を5~7月の5万1000から15万ヘクタールに拡大、③白とうもろこし・飼料作付5万ヘクタール拡大。

26日 ▶PC 発表、戒厳令以後の免職者365人——11月21日までで将士官20人、兵345人、降格229人。

▶穀支持価格引上げ——1カバン(50kg)当たり45から50ペソに。同時にマサガナ99第4期(74年11月~75月4

月)から貸付限度をヘクタール当たり1200から1600ペソに引上げ(通達)。

27日 ▶対外借入法修正——共和国法4860号第4条を修正、大統領は借款契約の場合、国防関係を除き、資材調達に制限を課す法律の適用を差控えまたは修正できることにした(大統領令588号)。

▶大統領、マニラ大司教と相互協力合意——大統領の招きで会談、「社会の一定部門で犯される虐待と不正をなくす」ことで協力。

28日 ▶大統領、民間遊休可耕地の利用指示——大統領府地域活動担当官(PRAO)との会議で。

29日 ▶ダバオで反徒3000人投降——国防省の確認によれば、このほど外国で6カ月間ゲリラ戦の集中訓練を受けた6人を含むNPA員支持者約3000人が投降。

(注) 別の報道によると、北ダバオ州で新人民軍指導者、党員200人、同調者1500人投降と23日国防省発表。

30日 ▶外国証券業者の国籍要件・投資会社登録免除——ただし業者は73年2月15日(大統領令129号発効日)以前5年間同種事業に従事していたこと、免除期間は同上日より5年間。

▶中ソ、比欧間貨物輸送開始へ——商務省発表。極東運賃同盟より15%安い料金で。中国船12月7日、ソ連船同20日から。

## 12月

3日 ▶大統領：間もなく対ソ貿易関係開設——9月訪ソしたPCI使節団との会見で、政府はソ連と正式貿易関係、最終的には外交関係の開設を交渉する方向に向かっていると述べた。

4日 ▶西サマルでNPA1032人投降——カルビガで国防長官に対し。指揮官15人を含む。政府支持宣誓式後仮釈放。72年10月25日から本日現在までのNPAと同地区の“Bulig”機動隊との戦闘は38回、NPA側死亡55、負傷22、逮捕409、国軍側死亡12、負傷3。

▶米と農村電化援助協定調印——50万ドル贈与。全米農村電力組合連合の専門家チームとの技術援助契約の1年間延長(76年4月まで)。

▶海外旅行規制緩和——合法目的、中銀規則順守を要件とする(通達)。海外旅行自由化は11月19日大統領発表。

5日 ▶サウジ・アラビア副外相来比——Sheik Ibrahim Al Sultan。6日大統領と会談。10日コリャンテス外相代理との共同声明で、国際会議・組織で両国の重要問題に関する調整・協力に合意。

▶中国の赤十字寄贈物資着——15万元相当。

▶大統領：回教徒問題の解決間近い——多国籍企業会



議代表に対し、今年3月頃分離主義者は南部の数町を支配していたが、政府は現在分離運動指導者と活発な交渉を行っている、実際の戦闘は低下している、と述べた。

9日 ▶沿岸警備隊、国防省の直轄に——7年ぶりに海軍から分離（大統領令601号—1974年沿岸警備隊法。共和国法4173号修正）。

（注）20日、本令の効力停止。

▶海洋汚染防止法成立——大統領令600号。

10日 ▶児童青少年福祉法典成立——同時に青少年・スポーツ開発省（DYSD）を新設（大統領令604号）。

11日 ▶大統領、622人釈放命令——全国放送。ただし、①特赦270人、公の秩序に反する犯罪・一般犯罪を犯した者は仮釈放（352人）。内訳は公序犯205、大統領令75号による者270人、一般犯147人。②現在戒厳令の直接の結果として拘留されている者は全国で5234人で、政治犯1165、一般犯4069。③今回釈放者は以下を含む。Jesus Lava（元共産党指導者）、Nemesio Prudente（前フィリピン商科大学長）、Lorenzo E. Tañada, Jr.（前上院議員の息子、旧ABS-CBNニュース・ディレクター）、Agosto A. Lopez（旧ABS-CBN総支配人）、Rosario L. Planas（元ケソン市長候補）。

（注）大統領は、①ロベス2世、オスメーニヤ3世について一般裁判所による審理を命令した。両者は普通犯罪で起訴されているので特赦対象にならない、②元上院議員オスメーニヤ2世（米国在住）はもし帰国するならば逮捕・起訴されず丁重に扱われること、米国に戻ることも保証する、と表明。

▶大統領：75年初めにレファレンダム開催——国家の安全と経済の2問題に関し国民の意見を確めるため。

▶世銀対比協議グループ会議——（パリ～12日）。

12日 ▶大統領、軍裁係属事件の再検討指示——一般裁への移送検討を含めて。現在軍裁係属のもの2727件、軍法務部検察スタッフの予備調査中のもの2948件。

▶天然資源開発促進令——資源開発のため行政機関の発行した特許・免許に関する事件で裁判所の仮処分命令を禁止（大統領令605号）。

▶第11回アジア・ココナツ生産国会議開催——（マニラ、～15日）。

14日 ▶大統領、さらに454人釈放命令——Bienvenido Lumbera 博士（アテネオ・デ・マニラ大教授）ら。

17日 ▶南部反徒の臨時弾薬集積場破壊——本日国防省発表。南サンボアンガ州 Tungawan 付近のリングサン農場内。南部ミンダナオにおける主補給点で南サンボアンガ州の反徒組織の本部（指導者 Alawi Salip Mohammad）とみられ、2週間にわたる陸海空からの攻撃後攻略、破壊。

19日 ▶BOI、8ヤシ油工場新設承認——全工場とも

IPPの非創始分野登録。8工場が90%稼動する78年には48工場となり、原料コプラの余剰はわずかとなり、事実上自動的にコプラは禁輸となる見込。

▶世銀、1700万ドル借款承認——このほどタルラク州の3灌漑施設の改善・統合に対し。

▶PKP 幹部・党員1200人投降——ヌエバ・エシハ州タラベラで。

20日 ▶中国輸出品展開催——マカティで。主催は国家輸出入貿易会社、CCS インタナショナル・トレーディング社、協賛商務省。

21日 ▶閣議、75年重点政策決定——①低コスト住宅に高い優先位、②食糧生産・インフラストラクチュア強化の年初方針確認。また大統領はシカット NEDA 長官を経済企画相に任命。

▶軍のエリートの役割は終らせる——大統領、軍創立39周年に当り演説。なお軍裁係属事件の半数を一般裁に移送するよう命令（AP）。

22日 ▶天然資源省に林業研究所設立——（大統領令607号）。

23日 ▶ソ比友好協会代表来比——1行3人、団長 Boris Ivanovich Stukalin ソ比友好協会会長（出版相）。29日大統領、同夫人と会談、30日ソ比友好協会会長オブレラ相との間で民間文化協力協定に調印。

25日 ▶軍法務部、627件を一般裁移送——このほどマニラ市検察局に。

▶聖職者、ハンスト開始——13日、国家安全と公序を害したかどで逮捕された Edicio de la Torre 師、拷問に抗議して。29日には Manuel Lahoz 師も（UPI）。

▶糖業労働者の生活改善で警告——大統領令388号による改善計画の完全実施を要求（大統領令621号）。

26日 ▶首都圏公選者の改革業績に不満表明——大統領、国防長官を通じ4市13町幹部の緊急会議で伝達。

29日 ▶観光相、不正観光業に警告——特に日本人の旅行に関係した外貨不正、無軌道セックスに対して。

30日 ▶ブルネイ・スルタン来訪——（～75年1月2日）。フィリピン政府の招待でスルタン Hassanal Bolkiah Muizzadin。兄弟の Mohamed, Jeffri 両殿下が同行。同日大統領訪問。

▶木材運賃値上げ免除——極東運賃同盟、このほど木材・合板輸出に75年からの18%の運賃引上げ免除を決定。

31日 ▶南ルソンの PKP、3789人投降——ラグナ州ビクトリアで。Alejandro Briones PKP 全国軍事委員長以下 PKP、HMB、MASAKA メンバー。ラグナ州1089、ケソン州500、バタンガス州200、リサール州200。

▶1月30日に全国レファレンダム召集——大統領令。

（注）75年1月12日、2月27日への延期発表。

## 参 考 資 料

1. 州行政区分一覽
2. 日本フィリピン共同発表
3. 戒嚴令第2年の国防省の活動
4. 經濟危機に対処する基本戰略 (通達第161-A号)
5. 主要經濟措置リスト

### 1. 州行政区分一覽

州 名	州庁所在地	州知事名	番号 <sup>1)</sup>
Abra	Bangued	Gavino V. Balbin	①
Agusan del Norte	Butuan City	Consuelo V. Calo	②
Agusan del Sur	Prosperidad	Valentina G. Plaza	③
Aklan	Kalibo	Roberto Q. Garcia	④
Albay	Legaspi City	Felix S. Imperial Jr.	⑤
Antique	San Jose	Evelio B. Javier	⑥
Basilan	Isabela	Jose L. Tecson <sup>2)</sup>	⑦
Bataan	Balanga	Efren B. Pascual	⑧
Batanes	Basco	Simon Gato	⑨
Batangas	Batangas City	Antonio C. Leviste	⑩
Benguet	La Trinidad	Ben Palispis	⑪
Bohol	Tagbilaran City	Lino I. Chatto	⑫
Bukidnon	Malaybalay	Carlos O. Fortich	⑬
Bulacan	Malolos	Ignacio Santiago	⑭
Cagayan	Tuguegarao	Teresa J. Dupaya	⑮
Camarines Norte	Daet	Marcial R. Pimentel	⑯
Camarines Sur	Naga City	Felix O. Alfel Sr.	⑰
Camiguin	Mambajao	Antonio R. Luspo	⑱
Capiz	Roxas City	Cornelio L. Villareal Jr.	⑲
Catanduanes	Virac	Vicente M. Alberto	⑳
Cavite	Trece Martires	Dominador Camerino	㉑
Cebu	Cebu City	Osmundo G. Rama	㉒
Davao Del Norte	Tagum	Verulo C. Boiser	㉓
Davao del Sur	Digos	Nonito D. Llanes Sr.	㉔
Davao Oriental	Mati	Teodoro Palma Gil	㉕
Eastern Samar	Borongan	Victor A. Amasa	㉖
Ifugao	Lagawe	Gualberto Lumauig	㉗
Ilocos Norte	Laoag City	Elizabeth Marcos Keon	㉘
Ilocos Sur	Vigan	Luis "Chavit" Singson	㉙
Iloilo	Iloilo City	Conrado J. Norada	㉚
Isabela	Ilagan	Faustino N. Dy	㉛
Kalinga-Apayao	Tabuk	Rolando T. Puzon	㉜

Laguna	Sta. Cruz	Felicisimo T. San Luis	③③
Lanao del Norte	Iligan City	Arsenio A. Quibranza	③④
Lanao del Sur	Marawi City	Tarhata Alonto Lucman	③⑤
La Union	San Fernando	Jovenal K. Guerrero	③⑥
Leyte	Tacloban City	Benjamin Romualdez	③⑦
Maguindanao	Magonoy	Simeon Datumanong	③⑧
Marinduque	Boac	Aristeo M. Lecaroz	③⑨
Masbate	Masbate	Moises R. Espinosa	④⑩
Misamis Occidental	Oroquieta City	Henry Y. Regalado	④①
Misamis Oriental	Cagayan de Oro City	Concordio C. Diel <sup>2)</sup>	④②
Mountain Province	Bontoc	Jaime K. Gomez	④③
Negros Occidental	Bacolod City	Alfredo Montelibano Jr.	④④
Negros Oriental	Dumaguete City	William V. Villegas	④⑤
North Cotabato	Kidopawan	Carlos Cajelo	④⑥
Northern Samar	Catarman	Edilberto A. del Valle	④⑦
Nueva Ecija	Palayan City	Eduardo L. Joson	④⑧
Nueva Vizcaya	Bayombong	Patricio G. Dumlao	④⑨
Occidental Mindoro	Mamburao	Arsenio L. Villarosa	⑤⑩
Oriental Mindoro	Calapan	Alfonso L. Umali	⑤①
Palawan	Puerto Princesa City	Salvador P. Socrates <sup>2)</sup>	⑤②
Pampanga	San Fernando	Brigido R. Valencia	⑤③
Pangasinan	Lingayen	Aguedo F. Agbayani	⑤④
Quezon	Lucena City	Anacleto C. Alcala	⑤⑤
Quirino	Cabarroguis	Dionisio A. Sarandi	⑤⑥
Rizal	Pasig	Isidro S. Rodriguez	⑤⑦
Romblon	Romblon	Manuel L. Solidum	⑤⑧
Samar	Catbalogan	Pablo J. Cinco	⑤⑨
Siquijor	Larena <sup>3)</sup>	Eulogio M. Omictin Jr.	⑥⑩
Sorsogon	Sorsogon	Juan G. Frivaldo	⑥①
South Cotabato	Koronadal	Sergio B. Morales	⑥②
Southern Leyte	Maasin	Salvacion Oppus Yniquez	⑥③
Sultan Kudarat	Sulan	Carlos Cajelo <sup>2)</sup>	⑥④
Sulu	Jolo	Murphy A. Sangkula	⑥⑤
Surigao del Norte	Surigao City	Jose C. Sering	⑥⑥
Surigao del Sur	Tandag	Gregorio P. Murillo	⑥⑦
Tarlac	Tarlac	Eliodoro C. Castro	⑥⑧
Tawi-Tawi	Balimbing	Romulo Espaldon	⑥⑨
Zambales	Iba	Vicente P. Magsaysay	⑦⑩
Zamboanga del Norte	Dipolog City	Virginio B. Lacaya	⑦①
Zamboanga del Sur	Pagadian City	Jose L. Tecson	⑦②
Maranaw <sup>4)</sup>	?	?	⑦③

1) 番号は 323 頁の地図の州区分を示す。

2) この時点では暫定的兼務。

3) 暫定。

4) その後新設されたものだが、詳細不明。

## 2. 日本フィリピン共同発表（全文）

（読売新聞 1974. 1. 9）

1. 日本国総理大臣田中角栄閣下は、フィリピン大統領フェルディナンド・E・マルコス閣下の招待により、1974年1月7日から9日までフィリピンを訪問した。

2. 総理大臣は、1974年1月8日、大統領を表敬した。大統領と総理大臣は同日、極めて友好的、誠意にあふれ、かつ率直な雰囲気のもとに会談を行い、両国間に存在する友好と相互信頼を再確認した。

3. 会談において、総理大臣は東南アジア諸国との間に、平和と繁栄を共に探究し、かつ分かち合う良き隣人の関係を促進し強化したいとの日本の真摯な希望を表明した。総理大臣はまた、日本が東南アジア諸国との関係において、各国の自主性を最大に尊重し、各国の経済的自立の努力を阻むことなく、その発展に貢献することを基本原則としていることを確認した。大統領は、右の発言を多大の関心と理解をもって聴取した。大統領と総理大臣は、このような精神と原則に基づき、日比関係を含む日本と東南アジア諸国との関係を更に良好なものにしていくための一層の建設的努力が払われるべきであることに意見の一致をみた。

4. 大統領と総理大臣は、地域の連帯及び協力の精神がアジア全域の平和と繁栄に貢献するものであることを確認し、地域協力の重要性が増大しつつあることに満足の意をもって留意した。

両者は、アジア・太平洋地域における地域協力が関係諸国、特に東南アジア諸国の希望と利益にかなうように促進されるべきであることを強調した。

この関連において、総理大臣は、ASEAN（東南アジア諸国連合）の重要な役割に留意し、東南アジア地域の安定と繁栄のためにASEANがますます活発な活動を行っていることを高く評価した。

大統領と総理大臣は、ASEAN加盟諸国の願望に沿いつつ、ASEAN地域の調和のとれた発展を促進するために日本のなし得る貢献につき討議した。

5. 大統領と総理大臣は、両国が共通の関心を有する現下の国際情勢、なかんずく東南アジアの情勢について率直な意見を交換した。両者は、すべての東南アジア諸国が主権尊重の原則と経済的自立の基礎の上に確保される永続的平和と繁栄を享受し得る諸条件が確立されるべきであるとの両国共通の願望を表明した。

6. 大統領は、アジア地域に影響を及ぼす重要な問題に関し必要とされる場合に相互協議のため招集されるアジア・フォーラムの設立が望ましいことを説明した。

総理大臣は、この提案に関心を表明し、この構想がアジアの連帯の機運を醸成するための広範な努力の一環と

して発展していくことを希望した。

7. 大統領と総理大臣は、両国政府が国際連合およびその他の国際的な場において引き続き協力を行うことが重要であることを再確認した。

8. 大統領と総理大臣は、ベトナム和平に関するパリ協定並びにラオスにおける和平に関する協定および同付属議定書の締結を歓迎し、関係各国によるこれら諸協定の忠実な順守および実施がインドシナにおける安定的かつ永続的な平和の確立のために不可欠であることに合意した。両者は、カンボジア問題は外部からの介入を受けることなくカンボジア国民自身により平和裏に解決され、同地域に出来るだけ速やかに平和が回復されることを希望した。

9. 大統領と総理大臣は、中東における未解決の紛争が世界の平和と繁栄を脅かしていることに留意し、国際連合の関連諸決議、特に、安全保障理事会決議242号の早急な実施により、同地域に可及的速やかに公正かつ永続的平和がもたらされるべきであることに意見の一致をみた。

この関連において、両者は、中東和平に関するジュネーブ会議の開催を歓迎し、この会議が大きな成功をおさめるようにとの希望を表明した。

10. 大統領は、現在フィリピンが建設に努力している「新社会」の目的および目標について説明した。総理大臣は、大統領と全フィリピン国民のかかる精力的な努力に敬意を表するとともにその成功を祈念し、日本国政府がフィリピンの進歩と繁栄のために引き続き協力を行う用意のあることを再確認した。

11. 大統領は、総理大臣が両国間の協力が高度に必要であることに対する真摯な理解に基づき、引き続き援助を行う方針を誠意をもって再確認したことに特に留意し、フィリピンの開発努力に対し日本から供与された援助に対し深甚なる謝意を表明した。

12. 大統領は、フィリピンが外国からの投資、特に創始分野および優先分野に対する投資を歓迎している政策、およびフィリピンにおける外国投資の導入、事業およびサービス活動の指針と奨励策につき説明した。大統領は、さらに工業製品の輸出を促進するために既にとられている国内産業の発展、保護、合理化政策につき説明した。総理大臣は、大統領の説明を理解をもって聴取し、可能な協力の分野を検討することに関心を表明した。

13. 大統領と総理大臣は、1973年12月27日に日比友好通商航海条約の批准書交換が行われたことは両国の友好および相互信頼の増大を如実に反映する歴史的な里程碑であったことに合意した。大統領と総理大臣は、この精神に沿って両国間の友好的かつ互恵の関係が一層強化さ

れるべきことを強調した。

14. 大統領と総理大臣は、両国間の相互理解を増進させるために、あらゆる分野における人的接触と交流を拡大することが極めて重要であることに意見の一致をみた。この関連において、総理大臣は、日本国政府がアジアの青年間の友好と相互理解の増進を目的とする「東南アジア青年の船」の計画を発足させる意図を有していることを明らかにした。総理大臣の希望は、この計画がフィリピンの青年に対し、日本および東南アジア諸国をこれら諸国の青年とともに訪問する機会を提供することにある。大統領は、この計画が東南アジアおよび日本の青年間の理解の増進に対し貴重な貢献を果たすようにとの希望を表明した。

15. 大統領と総理大臣は、今次の総理大臣のフィリピン訪問が両国間の友好と協力関係の一層の強化に大きく寄与したことに満足の意を表明した。両者は、今回の訪問が両者の個人的接触を確立する機会をもたらしたことを歓迎し、今後ともかかる接触を維持し、かつ、強化したい旨希望した。

16. 総理大臣は、フィリピン滞在中に総理大臣および随員一行が受けた友情に満ちた温かいもてなしに対し衷心より感謝の意を表明した。

### 3. 戒厳令第2年の国防省の活動

Philippine News Agency (*Evening Express*, 1974. 9. 21 所載。小見出しは訳者)。

**破壊活動対策** 過去1年間、国防省はひきつづき政府の平和と秩序・インフラストラクチャ・経済開発の諸計画を精力的に支援した。その重点は反乱と破壊活動が提起している脅威を封じこめる目的をもった諸努力を監督することにおかれた。

それら諸努力はごく最近、全国的な共産主義者の陰謀を瓦解させたことによく現われている。同陰謀はフィリピン共産党(CPP)の指導のもとに、「新社会」に対する反対勢力を結集し、政府を転覆し、連立政権の樹立をはかってきたのである。

同謀略は、暗号名「シーホーク」という秘密プロジェクトを遂行中の情報諸機関が明らかにした。これと併行した一作戰はサボタージュと破壊活動を計画し、その目的のために爆発物を集積することに従事する共産主義者一味を暴露した。

「シーホーク」作戰の情報員が入手した文書類によると、共産主義者とその他破壊分子は昨年半ばころ、いわゆる「民族民主戦線(NDF)」結成の努力を強めた。

この陰謀と関連して、武器を密輸入し配布するための広汎なネットワークが作られていた。その「準備委員

会」(PRPCEOM)は去る1月10—13日に会合して民族民主戦線の10項目綱領を立案した。3日間にわたる会議の議事録はのちに政府工作員の手で押収された。

発表解禁となった「シーホーク」作戰に関する報告によれば、軍事行動のためかなりの大きさの勢力を動員するというNDFの運動は今年初めから開始され、ほぼ同じころ武器密輸ネットワークが編成された。

これより先共産党分子が山岳部所在地から下りてNDFの都市組織に近い地域に移る決定をしたことが知られていたが、そのことは共産党がすでにNDFの活動を優先させていたことを示している。

破壊分子の手入れにおいて政府側工作員は38人のNDF幹部とメンバーを逮捕し、外洋航行船2隻、私設リゾート2カ所(密輸武器の荷おろし地点に使われた)と多数の2トン半トラックを押収した。5月12日に始まった政府側作戰中の逮捕は、大部分ブラカン州で行われた。

他の作戰で政府側工作員は、2カ月の期間にわたる一連の手入れで19人を捕え、多量の自家製手投弾、ロケット発射器、爆発物、タイプライター、文書類を押収した。

連座した破壊分子グループはフィリピン共産党軍事委員会が設置した「爆発物作戰」であって、都市ゲリラ戦の専門家と爆発物・化学研究の専門家を利用していた。

**ミンダナオの作戰** ミンダナオ・スル地方では、焦点は依然として、毛主義者に鼓吹された反乱者集団による反乱を鎮圧することであった。同集団は同南部地方の回教徒少数民族の間で不安を煽り立てている。

主要な勝利は去る8月、南西司令部(SOWESCOM)軍がサンボアンガ市近くのサコール島における不法分子の基地を一掃した時であった。同基地はコタバト、ラナオ、サンボアンガ諸州に反乱者が攻撃を加える際の中継地域の役割を果たしていたのである。それはまた、スルからミンダナオ諸州に人員、武器、弾薬、その他密輸物資を送る重要経路の役割も果たしていた。

SOWESCOM 司令官ロムロ・エスパルドン海将補によれば、サコールの勝利で、北部のサンボアンガ、ラナオ州および中部ミンダナオで活動する反乱者の供給・通信システムを無力化するものと期待される。

ミンダナオ、スルの作戰強化は、同地域の治安状況の改善に大きく影響した。

**人員態勢** 一方、同年のフィリピン陸軍の人員態勢は、市民軍構想に沿って訓練延長を受けた被訓練者を徴募することで改善された。被訓練者は作戰行動中の部隊に十分な支援を与えることになり、政府の平定努力に多大の貢献をした。過去1年間、軍が関係したその他の情

勢発展は次の通り。

- 陸軍第51および52工兵旅団はひきつづき国家開発事業への軍参加の先頭に立った。全国にわたり数百万ペソにのぼる各種公共事業プロジェクト建設に緊密に関係したことを別にすると、特にインフラストラクチャプロジェクトに参加した。

- 警察軍はひきつづき全国の平和と秩序を維持するという与えられた使命をきわめて良好に果たした。拘留者の管理は前会計年度よりも満足すべきものであったが、それは主として、拘留者管理司令部が、特に諸拘留センターの運営において、能率的に管理を行なったからである。

- 空軍は1万3634人を定員として96%の充足率を達成した。ひきつづき、戦術航空支援および空輸によって他の兵科の支援を十分果たした。国内防衛と社会経済的活動にすぐ適合する新しい機材を取得したことにより、空軍の作戦能率は改善された。

- 海軍もまた、軍事的役割を果たす一方、ひきつづき海域における生命・財産の保護と安全および海上法の実施を確保した。しかしながら1974会計年度末の海軍の実兵力は、承認された兵力、士官2552人、下士官兵2万3666人に対し57%にすぎなかった。

**軍事行政** 国防省は、軍の諸活動を監督・調整するという主要な役割を別に、過去会計年度、政府諸官庁に関連した分野で政府の政策を立案し発表することにも参加した。この参加のハイライトには、以下のようなことを援助したことが含まれる。

- フィリピン・インドネシア間の現行諸協定の改訂・強化。

- 米国の対比諸公約の再評価。

- 首都圏警察隊、すなわち「メトロポール」創設を規定した大統領令案の検討。

本省はさらに、総合行政改革計画によって国防省に完全に吸収された、新しく活動を再開した2つの局、すなわち、フィリピン復員軍人局(PVAO)およびフィリピン大気・地球物理・天体局(PAGASA)に対し監督を強化した。

PVAOの場合、行政改革計画にもとづいて、同局に機能的・構造的改革を導入したことにより、活動を阻害する隘路と袋小路を除去することが容易になった。

旧フィリピン復員軍人局(PVA)の組織構造から一部を除いたことにより迅速な判決が行われるに至った。かくして長々とした議論と大量の議事録は除去された。

注目すべきことに、約50万人の復員軍人のうちやっと20%が復員軍人記念病院の受益者であったにすぎないが、これは主としてベッド数が限られていること、およ

び復員軍人自身が入院の恩典を知らないこと、のためである。

PVA はリサール州フォート・ボンファシオの復員軍人ホームに50ベッドの療養院、セブ市に25ベッドの病棟、ダバオ市に25ベッドの病棟を設立した。

PVAO が米国復員軍人局に派遣した代表の働きによって論議のあった諸ケースの承認が可能となった。これによってフィリピンが得たのは現金価額で約3800万ドルであった。

気象局を廃止してできたフィリピン大気・地球物理・天体局(PAGASA)は1974年度にマニラ東京直通電気通信リンクの設置、およびパガサ島の測候所建設を果たした。

PAGASA はまた公共事業局と共同で、中部ルソン住民に奉仕するパンパンガ川洪水予知センターを維持・運営した。また多数の雨量測定所と農業気象観測所を設立し運営を開始した。

PAGASA は調査研究プロジェクトも行った。そのひとつ、「西太平洋地域の大規模降雨を予測する試み」は1972—73年期中のあらゆる重要な気象障害をカバーしていた。

マリキナ遠隔測定システムとアグノ川流域に遠隔測定局をふやす立地予備調査、およびマリキナ川の流量測定を可能にする Wawa 測定局に索道のわくを建設する構造設計と明細書の準備、も完成した。

**兵器製造** 国防省の監督下にあるもうひとつの部局、国営兵器廠は、パタアン州リマイに小火器弾薬プラントを建設することでその短期目標を達成した。

兵器廠は今やその長期目標に集中している。すなわち、軍備に必要な十分の弾薬を生産するため総合プラントを運営することである。本会計年度はじめ、全面的な兵器生産のための兵器廠を準備する種々の製造プラントおよび諸設計が仕上げに入った。

1974会計年度はじめ建設途上であった発射火薬プラントの保証テストは、去る9月に完了した。日本の保証テスト完了をまって直ちに発射薬の生産が、外国の援助を受けずに現地の人員の手で開始された。

#### 4. 経済危機に対処する基本戦略

(1974年2月1日)

通達第161-A号

国家経済開発庁、通貨委員会委員、全閣僚、全知事、市・町長宛

これはわが政府と国家が、今日世界中のあらゆる国家が直面しているインフレ危機に関連してとる基本戦略をなすものである。特にわれわれの場合は、主として燃料

すなわち原油のコストが突如2億ドルから7億ドルへと上昇し、5億ドルのコスト増が生じたことにより、インフレが複雑化している。開発計画によって輸入すべき必要物資全体のコスト上昇分は（原油をのぞき）別に5億ドルである。

したがってわれわれが必要とする物資全体の輸入コストは13億ドルから23億ドルに増大するであろう。

原油ならびに機械や工場必要物資など、その他輸入品目のコストはなお上昇するものと予測される。

何よりもまず通貨の安定性を保持するためには現在の10億ドルの外貨準備の水準を維持すべきである。

したがって輸入と開発のコスト増加分10億ドルに見合せて、2つのソースから利用できる外貨を増大させる必要があろう—すなわち、海外からの借入れおよび輸出稼得の増大である。

安全第一で、輸入と開発のコスト増加分である10億ドル全額を借入れることが必要であろう。

われわれは現在の経済成長計画を継続するのであって、国内インフレに対する正統派的な、古くからの、もしくは古典的な解決策である経済の縮小あるいは緊縮には与しない。第一にこのことは、わが国のインフレが輸入インフレであって、われわれの側から一方的行為あるいは国内的行動をとったところで変更したり緩和したりできないという理由で、必要である。

このように、われわれがいかに通貨供給量を圧縮するか、ガソリンの使用を減少させるかしても、そのような行動によって、価格が産油国によって指図されている輸入原油のコストを下げさせることはできないのである。

通貨財政当局は、今、海外から（非産油国に常時貸付用意のあるIMFから、ならびに民間部門から。わが国の信用状態は良好で、日本、ヨーロッパ、米国の貸手から多数の申し出がきている）外貨を借入れるためあらゆる努力を傾ける。

専門家はわが国は今年外貨稼得を増加させることができないと予測している。私はこの予測に同意できない。われわれは今、輸出可能品目の生産を増大すべきである。それが現行の生産者が生産する伝統的輸出品であろうと、伝統的輸出産業かそのほかの産業に設立された新工場で生産される新規輸出品であろうと。

したがって通貨財政当局は海外から借入れるとともに、輸出品目の生産振興のための誘因を設けてきた。他方全政府役職員は、古くからの、拡張されつつある、あるいは新しく開始されつつあるあらゆる輸出指向産業に対し、積極的な奨励と、ストレートな参加・支援・援助の雰囲気を生み出すために、個人的ならびに集団的な努力を払う義務がある。

わが国の輸出品の価格が原油価格同様に上昇しつづける中で、われわれが輸出稼得を増大させないならば、そのような価格上昇に対処するため借入れたローンを返済できなくなる時がくるかもしれないという事実をくりかえす必要はない。

現在計画がなされているように、われわれがとり入れようとしている債務の支払は、現在設けている新規プロジェクトと輸出生産増大によってまかなわれるだろう。

したがってこれは各位に対し、各自のイニシアチブで、詳細な指令および（もしくは）規則・細則をまつことなく、輸出ならびに国内向け産品両者の生産を促進・増大させることにより、生き残るための全体的、持続的の努力に積極的に参加するよう求めた指令でもあり、アピールでもある。

フィリピン共和国大統領

フェルディナンド・E・マルコス(署名)

## 5. 主要経済措置リスト

1. 出所: *Presidential decree and related documents; Republic of the Philippines Official Gazette; Central Bank Review*. A の 491 号以降は新聞記事による。
2. 収録範囲: A~D は73年8月—74年7月。Eは74年1月—9月。

### A. 大統領令

No.	署名日付	内 容
257	73. 7. 31	フィリピン韓国派遣隊投資開発会社創設。
262	8. 2	米その他作物のために公有処女地の使用権限を与える。
264	8. 2	Philippine Amanah Bank 創設。
269	8. 4	国家電化庁（公社）の創設。
270	8. 9	過剰な余剰利益は申告し、株主に配当として分配する要件。
272	8. 9	鉄鋼庁創設。
276	8. 20	ココナツ消費者安定化基金の設立。
296	9. 18	スクオッターを、川、クリーク、小川、下水路から退去させる。
314	10. 20	ガソリンなど石油製品に対する特別税引上げ。
333	11. 9	最終石油製品を一定期間免税で輸入する緊急措置。
334	11. 9	フィリピン国家石油会社憲章。
350	12. 22	棉花国産のための半官フィリピン棉花会社設立。
351	12. 22	対外借入法の範囲拡大—大統領が借入れ

		た借款、信用、負債をフィリピン開発銀行および（もしくは）フィリピン土地銀行に貸付けできる。	435	4. 8	農業保証基金の保証範囲拡大。
369	74. 1. 9	非居住外国法人がフィリピンで受取る利子配当、借料、ロイヤルティなどの収入に対する課税引下げ(35%→15%)。	436	4. 13	石油製品特別税の引上げ。
370	1. 9	以前課税されなかった所得および（もしくは）富に対する税恩赦適用範囲の拡大。	443	5. 2	賠償法 (RA 784) の修正。
379	1. 21	73年末現在総資産 5 万ペソ以上の者の資産、負債、純資産の申告義務。	444	5. 4	フィリピン土地改革法典 (RA 3844) の修正—フィリピン土地銀行の機構整備。
380	1. 22	「改定国家電力公社憲章法」の修正。	454	5. 14	公共事業プロジェクトの契約価格の調整。
385	1. 31	政府金融機関は債務残高の少くとも20%に達する未払金のある貸付は質流れ処分にすること。	456	5. 15	石油産業委員会法における特別基金の拡充。
386	2. 7	外国観光客の娯楽税50%割引。	458	5. 16	公共事業運輸通信省から道路局を分離、道路省に昇格。
388	2. 2	フィリピン砂糖委員会創設。	461	5. 17	農業天然資源省を農業省と天然資源省に分割。
390	2. 17	公務員で給料・賃金月額 600 ペソ未満の者に対し非常生活手当として月50ペソ支給。	462	5. 17	農地改革基金委員会の資産、負債と資金収集権限をフィリピン土地銀行に移す (PD 85号の廃止)。
391	2. 17	土地に対する不動産税を74年から逡減的な割合で割引。	463	5. 17	鉱業法改正。
392	2. 17	石油製品に対する特別税引上げ。	464	5. 20	不動産税法典の制定。
402	3. 1	国内もしくはは居住外国法人が国内法人から受取る配当に対する税率を8.75%とする。	471	5. 24	外国人に対する私有地の租借最高期限を25年とし、さらに25年間更新できる。
405	3. 4	フィリピン国家石油会社憲章 (大統領令〔以下 PD とする〕334号) の修正。	475	6. 3	公共事業予算。
410	3. 11	少数民族が占有・耕作する先祖伝来の土地を譲渡・処分可能と宣言する。	477	6. 3	地方財政令。
412	3. 15	グアノ堆積物を肥料として処理・開発・利用すること。	485	6. 19	投資奨励法、輸出奨励法の一部修正。
418	3. 20	商務省センサス統計局を国家経済開発庁国家センサス統計局とする。	487	6. 19	海外にフィリピン・センターを設置する権限。
424	3. 28	国家水資源委員会創設。	488	6. 21	工業省設置。
425	3. 29	首都圏上下水会社創設法 (RA 6234) 修正。	.....		
426	3. 30	地方税法典 (PD231号) の修正。	491?	?	国家栄養改善会議創設。
428	4. 1	1976年 1 月 1 日以前の原木輸出 (PD 389号) の修正。	505	?	フィリピン港湾庁創設。
429-A	4. 6	石油産業委員会法の再修正—石油委員会に、原油もしくは石油精製輸入承認を受けた者に対する正当な補償を行う行政メカニズムを規定させる。	512	7. 20	地上権所有者に鉱業活動を許させるインセンティブ。
432	4. 8	地方自治体の低賃金職員に非常手当を与える。	508	7. 20	家庭用、小工業用にメタンガスを開発利用するガイドラン。
			517	7. 28	肥料免税範囲拡大。(国産肥料・肥料原料、適用期間延長、2年→5年)。
			525	7. 31	民間の非常生活手当支給を義務化。
					<b>B. 一般命令</b>
			No.	署名日付	内 容
			40	73. 11. 10	今次エネルギー危機の間、国家・地方の全官庁の勤務時間を週 4 日制とする。
			41	12. 4	石油製品の販売、流通をフィリピン国家石油会社の統制下におく。
			46	74. 3. 28	中央・地方政府全部局の勤務時間を 4 月 1 日から週 5 日、40時間に回復。
			47	5. 27	会社、組合が従業員が必要とする米とうもろこしを手当する要件。



C. 通 達

- | No.   | 署名日付      | 内 容   |
|-------|-----------|---|
| 105   | 73. 7. 31 | 海外同胞帰郷 (Balikbayan) シーズン制 (73. 9. 1—74. 2. 28)。         |
| 106   | 8. 2      | Palayan ng Bayan (開田運動) 全国諮問会議創設。                       |
| 111   | 8. 6      | タイヤ不足緩和措置。  |
| 112   | 8. 8      | 道路の不必要な規制の廃止。   |
| 113   | 8. 11     | 米とうもろこしその他主要物資の流通効率化策。                                  |
| 114   | 8. 12     | 砂糖の国内消費必要量確保策。  |
| 115   | 8. 16     | 食用油, ココナツ副産物の需給緩和策。                                     |
| 122   | 9. 3      | 家内工業原料調達策。  |
| 123   | 9. 11     | 米調達特別委員会組織。   |
| 124   | 9. 11     | 「マサガナ 99」による農家債務の徴収。                                    |
| 125   | 9. 11     | 石油製品の消費安定化に必要な措置。                                       |
| 127   | 9. 13     | 板の支持価格引上げ (カバン当り30ペソ→35ペソ)。                             |
| 143   | 10. 31    | 特に小地主に関連した土地改革実施の政策もしくはガイドライン。                          |
| 148   | 11. 28    | ガソリンその他燃料製品の秩序ある供給と流通を指示。                               |
| 154   | 12. 26    | 第6次投資優先計画, 第4次輸出優先計画付表承認。                               |
| 157   | 74. 1. 18 | ルソン島における精米の最高小売価格をキロ当り1.90ペソ, 粳米の農家庭先支持価格をキロ0.80ペソとする。  |
| 158   | 1. 21     | 政府, 省庁, 政府金融機関の海外借入計画の中銀事前承認, および財務省および (もしくは) 中銀による交渉。 |
| 160   | 1. 23     | 地方自治省による, 低所得者家賃規制 (PD 20号)の厳格な実施。                      |
| 161-A | 2. 1      | インフレ危機に対する基本戦略 (参考資料参照)。                                |
| 163   | 2. 7      | 海外同胞帰郷運動期間の6カ月延長 (74. 8. 31 まで)。                        |
| 165   | 2. 20     | とうもろこし支持価格の引上げ (キロ0.50→0.62ペソなど)。                       |
| 166   | 2. 25     | バージニア・タバコの生産者価格引上げ, 4%の取引手数料, など。                       |
| 167   | 2. 25     | 輸出加工区庁登録企業の輸出手続き簡素化規則・細則。                               |
| 171   | 2. 27     | 中央銀行の通貨委員会と総裁に金精錬所設立を命ずる。                               |
| 174   | 3. 6      | 労働長官は民間部門雇用者に非常生活手当を支給させるに必要な措置をとること。                   |

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 175   | 3. 11  | 「マサガナン・マイサン (ホワイトコーン, 飼料増産運動)」実施措置。      |
| 178-A | 3. 30  | 4月1日からガソリン・クーポン制廃止と石油製品の節約。              |
| 181   | 4. 6   | 国家の安全と経済開発目的で国防省が水上輸送手段の統制・運航・管理に当る。     |
| 189   | 5. 26? | 政府・地方自治体の必要アスファルトはペトロフィル社とその子会社から直接購入する。 |

D. 大統領行政命令

- |     |           |                    |
|-----|-----------|--------------------|
| 425 | 74. 2. 17 | 若干の輸出産品にプレミアム税を課す。 |
|-----|-----------|--------------------|

E. 中央銀行の主な金融措置 (要旨)

- ▶通達状 (1/22)——民間開発銀行は1976年10月31日までに払込資本額を, その所在地が首都圏・同周辺・特別市である場合は400万ペソ, それ以外は200万ペソに増額すること。
- ▶通達状 (2/6)——貯蓄および抵当銀行は1976年10月31日までに払込資本を, 本店が首都圏・同周辺にある場合1000万ペソに増額すること (修正)。
- ▶覚書 (3/1)——公認銀行は随意に①通常一覽払 L/C 残高の全額外為カバーを取ってよい (5/8 付覚書廃止), ②外為ポジションを売持ちにしてはならない。外為当座借越は必要な直物カバーまたはスワップ協定の下に中銀から購入される先物カバーを要する。
- ▶通達状 (3/26)——1974年食糧生産計画に基づく管理貸付手形の再割引は米・とうもろこしと同一の扱いを受ける。
- ▶回状 401号 (4/24)——一次産金業者は中銀公認金取引業者に精錬金を売却または, 同業者あるいは海外自由金市場で将来売却のため自己勘定に上記金を保有してよい (5/2発効)。
- ▶回状 403号 (5/8)——自営生産者, 消費者による協同組合の農村銀行設立規則・細則。
- ▶通達状 (5/13)——特定の認証に従い開設された L/C の修正は, ①開設日から90日以内の満期日の延長, ②運賃・保険その他回送手数料の増加による増額の場合, 中銀の事前承認を要しない。
- ▶回状 405号 (5/15)——満期30日以下の輸出手形を, 15日を超えない期間, 輸入 L/C 担保金の準備として使用してよい (5/10発効)。
- ▶回状 406号 (5/15)——満期2年未満の中銀債務証券 (特別シリーズを除く) その他政府証券を, 15日未満の期間, 預金準備として一時使用してよい (5/10発効)。
- ▶回状 408号 (5/31)——大統領令 57号, 農地改革法 34条に基づく銀行の農業信用供与規則・細則。①農業信用の

ため銀行の貸付可能資金の25%以上を留保すること。②  
 利子・手数料は12%以下たること。③貸付限度5000ペソ  
 以下。④本規則を6カ月以内に順守のこと。

▶回状 409号(5/31)——1970年回状315号6(a)(外国借  
 款承認条件)修正。利子率は、政府借入れを除き、貸付  
 国のプライム・レートまたは LIBO プラス1.5% (従来  
 2%) 以下たること。

▶覚書(6/24)——コンチネンタル・バンクの営業活動を  
 本日をもって禁止する。

▶覚書(6/27)——いかなる支払方法によとも(積載能  
 力2トン以下を含む\*)総重量2トン以下の軽商用車カ  
 テゴリーの中古(または新品\*)トラックの輸入申請は認  
 められない。(\* 10/17付覚書による修正)

▶回状 414号(7/29)——預金利率改訂。①要求払預金  
 ——無利子。②貯蓄預金——a. 商業銀行。6%以下、四  
 半期複利。b. 非商業銀行。6.5%以下、四半期複利。③  
 定期預金——a. 期間90日以上。b. 最少額 100 ペソ以下。  
 c. 利率率表。i) 商銀。90日…8%, 180日…8.5%, 360  
 日…9.5%, 2年…11%, 2年超…上限なし。ii) 非商銀。  
 90日…8.5%, 180日…9%, 360日…10%, 2年…11.5  
 %, 2年超…上限なし。

▶回状 415号(7/29)——銀行貸付に対する利子以外の手  
 数料の上限を、商銀の場合元本の2%, 非商銀の場合3  
 %とする。2万ペソ以下の貸付申請に対しては20ペソの  
 最少手数料, 2万ペソ超の場合は要現金支払原価に近い  
 限度の手数料を徴収してよい。

▶回状 416号(7/29)——貸付, 現金, 物品または信用の  
 権利行使差控えに対する利子率に関し明白な契約のない  
 場合, 判決で認められる利子率は年12%とする。

▶回状 418号(7/29)——株式貯蓄貸付組合の預金準備率  
 を10%とし, 10%に達するまで30日毎に0.5%ずつ引上  
 げる(8/30発効)。

▶回状419号(8/5)——銀行は貯蓄・定期預金誘引のため  
 富くじを含む計画を採用してよい。ただし, ①四半期に  
 1回, ②預金額と組合せないこと, ③賞金総額は, 銀行  
 所在地が首都圏内の場合1万ペソ以下, その他地域の場合  
 5000ペソ以下。

▶回状420号(8/5)——銀行によるマネー・ショップ設立  
 ガイドライン。売店保有者当り貸付は1万ペソ以下, 利  
 子は14%以下プラス取扱料月2%以下とする。

▶覚書(8/1)——くじ付貯蓄債券を預金準備に適格とす  
 る。

▶覚書(8/9)——中銀承認証券への非居住投資家は, 回  
 状365号(73年)に基づき登録されたその外国現金投資  
 の1回以上の株式スイッチ取引に従事してよい。

▶覚書(9/12)——非銀行金融機関の国籍要件実施ガイド  
 ライン。①持分の少なくとも過半数が法律によりフィリ  
 ピン市民所有に留保され, 外国人株主が相当の少数株主の  
 地位を占める予定の場合, 定款等において, 一定の法人取  
 引は議決権付引受済資本金の70%超の投票同意を要す  
 るとの条項を規定してはならない。投票同意要件の70%上  
 限はすべての段階の法人決定に適用される。取締役会ま  
 たは同小委員会の場合, 70%上限は出席定数ではなく,  
 全員に対するものとする。

▶覚書(9/27)——商銀の増資計画のため, 資本金の国内  
 応募の支払のため銀行に対し振替えできる資産として比  
 国, 中銀, 比国保証の債務証書の適格性を認める。

# 主 要 統 計

- |  |   |
|--|---|
| 第1表 労働力統計<br>第2表 産業別国内純生産<br>第3表 非農業労働者賃金率指数<br>第4表 全国消費者物価指数<br>第5表 主要生産指標<br>第6表 通貨増減要因<br>第7表 中央政府現金勘定<br>第8表 新規登録企業国籍別投資 | 第9表 新規登録企業国籍・産業別投資, 1973年<br>第10表 10大輸出入品<br>第11表 最終用途別輸入構成<br>第12表 相手国別輸出入額と比率<br>第13表 BOI登録外資参加企業の株式投資額<br>第14表 外国為替収支<br>第15表 対外債務残高 |
|--|---|

**第1-1表 労働力統計 (1971-74各年5月) (単位 1000人)**

		1971	1972	1973	1974
全 国	労働力人口	13,220	14,200	13,886	15,204
	雇用労働力	12,584	13,217	13,262	14,479
	失業労働力	636	984	642	725
	失業率(%)	4.8	6.9	4.6	4.8
都 市	労働力人口	3,948	4,274	4,326	4,559
	雇用	337	345	351	451
	{ 農業				
	{ 非農業	3,254	3,400	3,630	3,754
失業労働力	356	530	345	353	
失業率(%)	9.0	12.4	8.0	7.7	
農 村	労働力人口	9,272	9,926	9,560	10,645
	雇用	6,102	6,821	6,665	7,793
	{ 農業				
	{ 非農業	2,890	2,652	2,616	2,480
失業労働力	280	454	279	372	
失業率(%)	3.0	4.6	2.9	3.5	

**第1-2表 産業別雇用労働者分布 (各年5月) (単位 1000人)**

	1971年	1972年	1973年
農 林 漁 業	6,440	7,166	7,016
鉱 業	56	58	62
建 設	467	456	522
製 造 業	1,472	1,467	1,481
電気・ガス・水道	58	40	37
商 業	1,531	1,674	1,660
運 輸・通 信	518	479	505
サ ー ビ ス	2,013	1,858	2,012
そ の 他	29	20	29

(出所) 『1973年中央銀行』年報

(出所) National Census and Statistics Office, NEDA.

**第2表 産業別国内純生産 (1967年価格) (単位 100万ペソ)**

	価 額 (100万ペソ)			対前年増加率 (%)		構 成 比 (%)		
	1972年	1973年	1974年	1973年	1974年	1972年	1973年	1974年
農 林 漁 業	8,642	9,205	9,448	6.5	2.6	30.2	29.9	29.2
鉱 業	686	732	736	6.7	0.5	2.4	2.4	2.2
製 造 業	5,828	6,527	6,755	12.0	3.5	20.4	21.2	20.9
建 設 業	855	921	1,091	7.7	18.5	3.0	3.0	3.4
運 輸・通 信・倉 庫	1,217	1,306	1,404	7.3	7.5	4.3	4.2	4.3
商 業	4,644	4,972	5,280	7.1	6.2	16.2	16.1	16.3
サ ー ビ ス 業	6,735	7,151	7,662	6.2	7.1	23.5	23.7	23.7
国 内 純 生 産	28,607	30,814	32,376	7.7	5.1	100.0	100.0	100.0
海外からの純要素所得	-383	-200	53	47.8	126.5			
国民所得	28,224	30,614	32,429	8.5	5.9	80.8	79.7	79.8
間接税マイナス補助金	2,709	3,444	3,630	37.1	5.4	7.8	9.0	8.9
資本減耗引当	3,999	4,345	4,592	8.7	5.7	11.4	11.3	11.3
国民総生産	34,932	38,403	40,651	9.9	5.9	100.0	100.0	100.0

(出所) NEDA.

第3表 非農業労働者賃金率指数 (マニラ・同郊外)

(1965=100)

	名目賃金		実質賃金			名目賃金		実質賃金	
	熟練	未熟練	熟練	未熟練		熟練	未熟練	熟練	未熟練
1963年	95.5	92.6	106.0	102.8	1969年	125.0	130.9	106.9	112.0
1964年	97.2	93.4	99.7	95.8	1970年	132.8	145.2	99.3	108.5
1965年	100.0	100.0	100.0	100.0	1971年	139.7	155.0	91.3	101.3
1966年	105.0	107.3	99.6	101.8	1972年	146.6	164.3	86.8	97.4
1967年	109.9	112.3	98.1	100.3	1973年	154.4	168.7	82.8	90.4
1968年	118.7	125.0	103.6	109.1	1974年	167.1	179.9	68.5	73.4

(注) 1974年は1-9月平均。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1973.  
*Business Day*, Nov. 20, 1974.

第4表 全国消費者物価指数

(1965=100)

	全品目	食品	衣類	家賃	光熱水道	その他		全品目	食品	衣類	家賃	光熱水道	その他
1962	82.4	74.4	88.1	95.9	90.9	93.3	1974. 1	247.0	282.2	289.9	143.1	238.4	188.7
1963	89.1	84.7	91.4	97.5	93.2	95.4	2	250.2	283.0	297.1	143.2	255.1	195.8
1964	96.9	95.0	95.2	98.5	97.4	97.7	3	256.8	287.5	308.8	145.8	304.3	201.0
1965	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	4	259.9	293.8	321.7	145.9	321.6	210.3
1966	104.8	106.1	105.8	102.1	103.0	102.6	5	264.1	293.8	321.7	145.9	321.6	210.3
1967	110.6	113.7	111.9	104.5	103.6	106.2	6	272.3	304.9	328.9	145.8	324.1	215.7
1968	113.0	115.5	115.8	108.4	103.1	109.9	7	280.7	315.0	334.6	148.8	332.1	223.1
1969	114.5	116.8	118.7	109.7	104.3	111.7	8	285.4	322.2	339.7	148.2	337.1	223.5
1970	131.5	134.0	140.9	116.0	127.7	129.3	9	284.6	320.1	341.4	147.4	336.0	224.7
1971	160.2	173.2	165.6	121.7	152.8	143.1	10	283.4	317.1	346.7	146.7	330.3	226.6
1972	173.4	189.1	189.0	126.9	156.5	150.9	11*	293.0	327.9	354.8	158.8	359.4	234.2
1973	194.5	213.7	227.6	133.5	173.2	164.2	12*	297.2	332.3	360.2	160.9	367.8	238.0

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1973.  
*CB Review*, 1974年各号。

e 暫定予測数字。

第5表 主要生産指標

		1971年	1972年	1973年	1974年*
農 <sup>1)</sup>	食糧	5,342.9	5,110.1	4,414.6	5,594.1
		2,005.0	2,012.6	1,831.1	2,288.7
業	輸出作物	1,574.1	1,703.0	1,698.6	1,528.6
		2,058.2	1,815.2	2,244.9	2,444.8
		104.6	110.1	119.2	125.2
		4,528.1	3,577.3	3,811.9	2,959.2
業	金 (純金, 1000オンス)	639.9	606.7	598.9	438.4 a
	銀 (純銀, 1000オンス)	1,954.5	1,847.6	1,926.0	1,357.5 a
	鉄 (1000トン)	2,250.1	2,204.9	2,328.6	1,399.1 a
	銅	429.6	349.6	532.5	388.9 a
		197.4	213.7	226.1	174.9 a
製造業	全製造業 <sup>2)</sup>	140.5	148.6	170.6	172.5 a
	非耐久材料 <sup>3)</sup>	—	—	—	—
	耐久材料 <sup>3)</sup> (100万 kWh)	5,289.0	5,581.6	6,448.0	4,764.6 a

(注) 1) 作物年度。2) 生産量指数 1965=100。3) マニラ電力会社のみ。

e 推定数字。 a 1-9月。

(出所) Central Bank, *Annual Report*, 1973 および *Statistical Bulletin*, Dec. 1973. 1974 は *CB Review*, XXVI, No. 45.

第6表 通貨増減要因

(単位 100万ペソ)

	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年 <sup>a</sup>
A. 公的部門						
1. 対中央政府信用	2,811.4	2,876.3	2,962.7	3,466.1	4,924.9	5,638.5
控除：現金・預金残高	} 771.8 }	} 955.8 }	} 983.5 }	1,656.8	3,797.0	6,197.6
IMF 勘定				55.4	-95.1	-105.5
合計	2,039.6	1,920.2	1,979.2	1,753.9	1,223.0	-453.6
2. 対地方政府・政府機関信用	2,606.4	2,761.8	2,659.2	1,819.2	1,352.3	2,332.3
控除：貯蓄・定期預金	292.0	280.7	388.7	380.6	393.4	516.9
中央銀行その他勘定純計	554.8	789.5	144.1	-314.6	865.4	1,522.0
合計	1,759.6	1,691.3	2,126.4	1,753.2	93.5	293.4
公的部門計	3,799.2	3,611.5	4,105.6	3,507.1	1,316.5	-160.2
B. 民間部門						
対民間信用	7,297.2	8,470.4	9,715.6	12,601.4	16,422.1	22,273.2
控除：貯蓄・定期・保証金預金	4,387.8	5,199.5	5,932.1	6,065.6	8,291.8	8,603.3
民間商銀その他勘定純計	969.0	1,169.7	1,794.1	2,838.7	5,260.8	9,621.2
民間部門計	1,940.4	2,101.2	1,989.4	3,697.1	2,869.5	4,045.7
C. 公・民間部門計	6,739.6	5,712.7	6,095.0	7,204.2	4,186.0	3,885.5
D. 対外部門						
外貨準備・外為差金	644.2	1,373.5	1,613.2	2,869.5	6,774.4	9,448.4
控除：海外補償借入れ	} 1,630.0 }	} 2,038.3 }	} 1,579.3 }	1,453.0	985.4	2,422.1
IMF クレジット				703.1	752.7	228.2
外貨預金	—	—	280.4	1,121.0	968.7	964.5
外貨建 CIBC その他	—	—	23.8	—	101.1	570.1
対外部門計	-985.8	-665.3	-527.6	-407.6	3,966.5	5,263.5
E. 通貨供給高	4,753.8	5,047.4	5,567.4	6,796.6	8,152.5	9,149.0

(注) a 1974年9月現在, 他は各年末。

(出所) 『中央銀行年報』各年。aは *CB Review*, XXVI, No. 45.

第7表 中央政府現金勘定 (暦年)

(単位 100万ペソ)

	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年 <sup>a</sup>
期首現金残高	556.0	457.1	843.0	881.0	1,242.4	3,712.0
A. 経常勘定純計	-933.6	142.6	-90.6	-930.0	2,120.8	2,571.0
受取	4,510.9	4,849.8	5,869.4	5,990.2	11,094.5	12,342.0
支払	-5,444.5	-4,706.7	-5,960.0	-6,920.2	-8,973.7	9,771.0
経常	5,316.5	-4,499.6	-5,738.6	-6,655.4	-8,678.7	9,403.4
利子支払	128.0	-207.1	-221.4	-264.8	-295.0	367.6
B. 金融勘定純計	1,032.5	243.3	128.7	1,291.4	348.8	356.2
1. 債務償還	-972.2	-1,688.8	-2,582.3	-2,358.0	-4,835.0	-5,000.5
うち中銀当座貸越	-304.2	-324.9	-351.0	-325.0	-914.7	—
減債基金支払	-61.5	-74.0	-87.0	-81.0	-77.0	-89.0
2. 借入れ	8,004.7	1,932.1	2,711.0	3,649.4	5,183.3	5,356.7
うち中銀当座貸越	369.9	325.0	326.0	425.0	—	—
C. 現金勘定純計	-98.9	385.9	38.1	361.4	2,469.6	2,927.5
期末現金残高	457.1	843.0	881.1	1,242.4	3,712.0	6,639.5

(注) a 1—9月。

(出所) 『中央銀行年報』各年。aは *CB Review*, XXVI, No. 45.

第8表 新規登録企業国籍別投資 (払込資本)

(単位 1000ペソ)

	合 計	フィリピン人		中 国 人		アメリカ人		そ の 他	
			%		%		%		%
1950~54年	808,598	550,197	68.0	231,214	28.6	10,080	1.3	17,105	2.1
1955~59年	703,459	548,281	77.9	133,884	19.0	14,480	2.1	6,814	1.0
1960~64年	1,417,872	1,223,706	86.3	164,839	11.6	21,151	1.5	8,173	0.6
1965年	327,267	268,835	82.2	36,641	11.2	17,776	5.4	4,015	1.2
1966年	387,967	354,292	91.3	27,994	7.2	4,066	1.1	1,615	0.3
1967年	419,180	381,802	91.1	28,962	6.9	2,599	0.6	5,817	1.4
1968年	470,815	426,691	90.6	29,811	6.3	6,121	1.3	8,192	1.8
1969年	410,024	391,272	95.4	13,115	3.2	4,539	1.1	1,098	0.3
1970年	437,967	425,018	97.1	9,576	2.2	1,928	0.4	1,445	0.3
1971年	670,179	645,108	96.3	8,230	1.2	814	0.1	16,027	2.4
1972年	604,273	577,887	95.6	12,079	2.0	2,764	0.5	11,543	1.9
1973年	983,559	946,645	96.2	23,602	2.4	6,814	0.7	6,498	0.7
1974年*	1,223,600	1,141,176	93.3	30,491	2.5	28,121	2.3	23,812	1.9

(注) a 1-9月。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1973. *Business Day*, Nov. 21, 1974.

第9表 新規登録企業国籍・産業別投資, 1973年 (払込資本)

(単位 1000ペソ)

	合 計		フィリピン		中 国 人		アメリカ人		そ の 他	
		%		%		%		%		%
合 計	983,559	100.0	946,645	100.0	23,602	100.0	6,814	100.0	6,498	100.0
農 業	25,058	2.6	24,580	2.6	128	0.5	49	0.7	301	4.6
林・漁業, 畜産	47,160	4.8	44,731	4.7	569	2.4	1,553	22.8	307	4.7
金 属 鉱 業	23,978	2.4	22,015	2.3	1,636	6.9	242	3.5	85	1.3
非 金 属 鉱 業	104	0.0	104	0.0	—	—	—	—	—	—
製 造 業	161,082	16.4	149,992	15.9	6,763	28.7	1,228	18.0	3,099	47.7
建 設 業	43,031	4.4	42,537	4.5	289	1.2	144	2.1	61	0.9
電 気・ガ 斯・水 道	3,451	0.4	3,418	0.4	32	0.1	—	—	1	0.0
卸・小 売 業	330,738	33.6	316,339	33.4	12,072	51.2	1,131	16.6	1,196	18.4
金 融 機 関	49,518	5.0	49,445	5.2	63	0.3	7	0.1	3	0.1
保 険	1,153	0.1	1,141	0.1	8	0.0	4	0.1	—	—
不 動 産	84,144	8.6	83,134	8.8	395	1.7	614	9.0	1	0.0
運 輸・通 信	47,461	4.8	47,260	5.0	142	0.6	18	0.3	41	0.6
各 種 サ ー ビ ス	166,681	16.9	161,949	17.1	1,505	6.4	1,824	26.8	1,403	21.6

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1973.

第10表 10大輸出入品

(単位 100万ドル)

	輸 出						輸 入				
	1971年	1972年	1973年	1~9月			1971年	1972年	1973年	1~9月	
				1973年	1974年					1973年	1974年
丸太・木材	225.9	174.3	339.0	266.1	205.7	非電気機械	255.1	239.9	296.0	220.8	298.4
砂糖	212.3	208.6	274.7	239.2	417.7	石油, 潤滑油	141.2	148.8	187.6	134.7	489.0
銅精鉱	185.1	190.9	275.2	197.0	329.5	輸送機器	122.2	123.7	102.3	71.5	169.6
コプラ	114.0	110.5	165.8	111.8	86.5	卑金屬	90.7	112.5	150.4	99.6	247.9
ココナツ油	103.5	84.3	151.1	86.3	274.1	電気機器	66.3	54.0	70.8	50.6	77.8
乾燥ココナツ	20.7	17.6	32.4	21.9	46.3	穀類, 同製品	65.1	84.3	111.8	82.1	124.6
パイナップル罐詰 <sup>1)</sup>	19.7	19.6	22.8	16.2	17.9	爆薬, 化学製品	56.4	54.5	80.1	52.1	88.5
合板	24.1	33.7	58.1	45.1	23.0	纖維原料	48.8	45.8	60.3	39.5	71.6
金 <sup>2)</sup>	16.2	26.9	103.5	90.2	55.4	化学原料	39.9	48.2	75.4	52.3	159.6
バナナ	15.3	24.3	27.8	18.7	31.4	酪農品	38.5	45.6	45.2	28.4	59.3
10品目計	936.8	890.4	1,450.4	1,092.4	1,487.6	10品目計	924.2	957.0	1,180.0	831.6	1,786.3
輸出総額	1,136.4	1,105.5	1,886.3	1,412.7	1,933.4	輸入総額	1,186.0	1,229.6	1,596.6	1,115.3	2,341.8

(注) 1) 73, 74年はコプラミール, 同ケーキ。 2) 71年はコプラミール, 同ケーキ。  
 (出所) Central Bank, Annual Report 各年。

第11表 最終用途別輸入構成

(単位 100万ドル)

	1969年		1970年		1971年		1972年 <sup>1)</sup>		1973年 <sup>1)</sup>		1974年 <sup>1)</sup>	
		%		%		%		%		%		%
合計	1,131.5	100.0	1,090.1	100.0	1,186.0	100.0	900.8	100.0	1,109.7	100.0	2,341.8	100.0
生産財	1,022.7	90.4	1,015.5	93.2	1,079.5	91.0	817.0	90.7	1,009.7	91.0	2,162.7	92.6
機械設備	243.1	21.5	205.2	18.8	202.9	17.1	133.5	14.8	168.2	15.2	322.6	13.8
未加工原材料	156.2	13.8	158.0	14.5	187.2	15.8	156.8	17.4	195.0	17.6	559.0	23.9
半加工原材料	574.1	50.7	595.4	54.6	628.5	53.0	479.5	53.2	600.5	54.1	1,143.4	48.8
サプライズ	49.4	4.4	56.9	5.2	60.9	5.1	47.2	5.3	46.0	4.1	142.6	6.1
消費財	108.7	9.6	74.7	6.8	106.4	9.0	-83.8	9.3	100.0	9.0	179.1	7.6
耐久財	10.2	0.9	6.5	0.6	4.8	0.4	3.7	0.4	3.4	0.3	7.0	0.3
非耐久財	98.6	8.7	68.1	6.2	101.6	8.6	80.1	8.9	96.6	8.7	172.1	7.3

(注) 1) 1~9月, 74年は暫定数字。  
 (出所) 『中央銀行年報』各年。1972-73年は Central Bank News Digest, Vol. XXVI, No. 45.

第12表 相手国別輸出入額と比率

(単位 100万ドル)

	米 国				日 本				西ヨーロッパ <sup>2)</sup>				アジア (日本を除く) <sup>3)</sup>			
	輸 入		輸 出		輸 入		輸 出		輸 入		輸 出		輸 入		輸 出	
	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%
1949~50年	362.2	78.1	208.3	72.0	15.1	3.3	16.7	5.8	20.0	4.3	40.6	14.0	39.4	8.5	9.4	2.3
1951~55	336.7	70.4	252.1	36.9	28.8	6.0	45.6	11.6	33.4	7.0	69.8	17.7	44.0	9.2	6.2	1.6
1956~60	282.4	50.3	264.3	53.6	94.0	16.7	100.6	20.4	78.7	14.0	59.4	19.3	64.5	11.5	14.5	2.9
1961~65	280.2	41.2	316.5	48.0	134.8	19.8	173.1	26.3	118.2	17.4	131.5	20.0	72.8	10.7	26.7	4.0
1966	284.5	33.4	346.4	41.8	243.9	28.6	246.3	31.9	145.1	17.0	157.9	19.1	72.2	8.5	43.9	5.5
1967	362.7	34.1	352.6	42.9	306.9	28.9	278.6	33.9	175.4	16.5	105.9	12.9	91.2	8.6	69.0	8.5
1968	372.2	32.4	391.5	45.6	326.7	28.4	283.3	33.0	220.9	19.2	96.3	11.3	87.9	7.5	69.8	8.2
1969	320.2	28.3	360.3	42.2	336.7	29.8	328.8	39.2	237.0	20.6	78.1	9.1	88.0	7.7	64.7	6.8
1970	315.1	28.9	440.2	41.5	344.9	31.6	420.8	39.6	199.3	18.3	98.9	9.3	78.7	8.0	82.4	7.8
1971	291.2	24.6	459.6	40.4	395.1	30.3	398.6	35.1	211.0	17.8	137.2	12.1	213.9	18.0	97.9	8.6
1972	312.6	24.8	486.0	42.4	390.8	31.0	373.4	32.6	179.5	14.2	164.1	14.3	180.9	14.4	76.4	6.7
1973	449.5	28.2	676.0	35.8	518.5	32.5	674.5	35.8	207.4	13.0	232.7	12.3	177.9	11.1	177.1	9.4
1974 <sup>1)</sup>	543.6	23.2	845.0	43.7	643.8	27.5	660.2	34.1	284.2	12.1	220.3	11.4	286.0	12.2	121.6	6.3

(注) 1) 1-9月暫定数字。 2) 1970-74年は EC。 3) 1970-74年は ESCAP 諸国。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1971. 1972-73年は1973年『中央銀行年報』。74年は *CB Review*, XXVI, No.45.

第13表 BOI 登録外資参加企業の株式投資額 (1974年1~6月)

(単位 1000ペソ)

	合 計	フィリピン	アメリカ	中 国	日 本	カナダ	オーストラリア	イギリス	スイス	その他
総 計	876,488	308,664	153,394	25,327	234,413	63,436	40,460	17,290	9,883	24,121
農 業 関 連	55,749	25,017	22,412	1,388	4,790	—	—	1,347	—	795
鉱 業・同 加 工	244,680	157,278	8,996	4,984	2,640	63,312	10	—	—	7,460
金 属 関 連	117,200	22,610	32,371	1,687	16,308	2	40,000	1,530	399	2,293
化 学 関 連	160,437	93,624	10,302	11,400	26,826	22	—	6,415	4,966	6,882
そ の 他	298,422	10,135	79,313	5,868	183,349	100	450	20,461	4,518	6,691

(出所) BOI.



第14表 外国為替収支 (単位 100万ドル)

	1973	1974 <sup>P</sup>
経常収支	690.8	109.6
商品取引	293.3	-346.5
輸出	1,709.2	2,530.3
輸入	1,415.9	2,876.8
非商品取引 <sup>1)</sup>	240.7	275.5
受取 <sup>2)</sup>	680.7	810.1
支払	440.0	534.6
移転収支	156.8	180.6
受取	159.5	181.7
支払	2.7	1.1
資本収支	-19.8	-13.7
長期資本	-42.6	15.3
流入	327.0	384.7
流出	369.6	369.4
短期資本	25.2	-25.8
流入	208.4	246.6
流出	183.2	272.4
誤差脱漏	-2.4	-3.2
総合収支	671.0	95.9
金融勘定	-671.0	-95.9
中銀補償借入	-105.9	204.1
借入	128.6	513.7
返済	-234.5	-309.6
外貨準備増減	-565.1	-300.0
外貨準備	875.9	1,175.9

(注) 1) 中央銀行の外国借款に関する取引を除く。

2) 米政府支出を含む。

P 暫定数字。

(出所) Central Bank, *Business Day*, Jan. 8, 1975.

第15表 対外債務残高

(単位 100万ドル)

	73年末残高	74年中取引			74年末残高
		取得額	返済額	調整	
総計	2,357.8	1,838.7	1,130.9	144.4	3,210.0
中央銀行	281.1	409.8	194.0	—	496.9
回転信用	—	316.5	133.8	—	182.7
定期信用	281.1	93.3	60.2	—	314.2
政府部門	721.9	174.8	138.3	10.6	769.0
回転信用	19.0	6.0	11.0	—	14.0
定期信用	702.9	168.8	127.3	10.6	755.0
I M F	138.7	47.8	58.4	—	128.1
その他	564.2	121.0	68.9	10.6	626.9
民間部門	1,354.8	1,254.1	798.6	133.8	1,944.1
回転信用	305.4	1,004.0	616.7	-8.6	684.1
定期信用	1,049.4	250.1	181.9	142.4	1,260.0

(注) 第4四半期は推計。

(出所) 中央銀行。